

議事日程(第5号)

平成30年9月14日(金曜日) 午前10時 開議(決算審査特別委員会)

日程第1 ※決算審査特別委員会

議第58号 平成29年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第1号 平成29年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第2号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第3号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第4号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第5号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第6号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第7号 平成29年度遊佐町水道事業会計決算

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

☆

出欠席委員氏名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋藤武君	2番	松永裕美君
3番	菅原和幸君	4番	筒井義昭君
5番	土門勝子君	6番	赤塚英一君
7番	阿部満吉君	8番	佐藤智則君
9番	高橋冠治君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君		

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長 時田博機君 副町長 本宮茂樹君
総務課長 池田与四也君 企画課長 堀修君
産業課長 佐藤廉造君 地域生活課長 畠中良一君
健康福祉課長 高橋務君 町民課長 中川三彦君
会計管理者 高橋晃弘君 教育長 那須栄一君
教育委員 佐藤啓之君 農業委員会会長 佐藤充君
教育課長
選挙管理委員 藤正喜君 代表監査委員 金野周悦君
委員 長

☆

出席した事務局職員

局長 富樫博樹 議事係長 東海林エリ 書記 瀧口めぐみ

☆

決算審査特別委員会

委員長(菅原和幸君) おはようございます。ただいまより決算審査特別委員会を開きます。

(午前10時)

委員長(菅原和幸君) 本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員も全員出席しておりますので、報告いたします。

これより本日の議事日程により、延会前に引き続き決算の審査を行います。質疑に際しましては簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いします。

なお、上衣は自由にしてください。

直ちに審査に入ります。

7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) おはようございます。決算審査に当たりまして、担当課長並びに各職員の方々、大変29年度事業ご苦労さまでございました。改めて御礼を申し上げたいと思います。

決算審議とはいえ、29年度決算をもとに、30年度、もう半年、それから30年度は平成最後になりますが、新しい元号での31年度につながるようなお話ができればというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。ページを追って質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初は企画課のほうから質問したいのですが、企画課のほうには観光の面において御浜のトイレが29年度完成いたしました。大変登山客の方々も喜んでおられて、新しいジオパークの一つの登りやすさが完成できたのかなというふうに思います。ここで、この場をもって御礼を申し上げたいと思います。まだ私は使っておりませんので、観光客にかわりまして御礼を申し上げたいと思います。

それでは、29ページになります。これは、企画費の中の13委託料、29ページの委託料の一番最後、都市再生計画効果分析調査フォローアップ委託料ということで備考欄に載っております。なじみがなかったものですから、この内容についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

都市再生計画効果分析調査フォローアップ委託料ということで、14万400円であります。平成24年度から平成28年度に社会資本整備総合交付金事業を活用しまして整備しました遊佐町の総合運動公園、それから子どもセンター、あと稲川、西遊佐まちづくりセンターの整備事業において、最終年度であります平成28年度に事業完了における事後評価が義務づけられておられて、事後評価のほうについては実施済みではあります。ただし、事後評価の実施報告時の平成29年3月に出したその指標数値というのが確定していなかったために、平成29年度に別途フォローアップ調査を作成しまして、最終版といいますか、確定数値を公表する必要があったために、再度事後評価調査業務を委託しまして報告をしたということでございます。平成28年度に報告しました数値についてはあくまでも見込み値として報告したものでありまして、平成29年度に再度確定した数字を報告したということでございます。

ちなみに、参考までにその指標数値を説明しますと、まちづくりセンター、これは藤岡、遊佐、稲川、西遊佐の利用人数でありますけれども、従前の値が3万1,361人、これに対して目標数値が3万2,000人、確定した数値、人数が4万5,221人と。あと、子育て関連事業への参加者数ということで、これにつきましては従前の値が493人、目標値が550人、確定値が988人。あと、屋外スポーツ交流事業への参加者数ということで、これの参加者数が従前値が924人、目標値が980人、確定値が1,128人というような数値でございました。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) ちょっと委託先のほう、どういう系統の方というか企業というか、特定の名前はいいのですけれども、どういう系統の委託先というふうに理解すればよろしいでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

名前を出しても別に問題はないと思いますので、この事業評価につきましては、フィデア総研のほうに委託をしてございます。平成29年度も同じところに、フィデア総研のほうにお願いをして調査をしていただきました。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 結果につきましては、いわゆるデータの公表的なものはどういふふうに考えていますか。それから、この委託によってどのような今後の事業に反映させていくという、その面について考えがあればお聞きしたいというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

平成24年度から本町において行った社会資本整備総合交付金事業、この補助事業を使ってそれぞれの施設の整備を行ったわけでありますけれども、この交付金を利用するに当たっては、そういった目標数値を設定して、事後評価をきちっと、効果がどれだけあったのかを評価しなさいという事業になってございますので、どれだけのお金をつぎ込んで効果が出たのか検証して、それをきちんと公表しなさいということになっていきますので、それらを参考にしまして、今後も引き続きこれらの施設の利用拡大に努めていくというところでございます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 一方的な、いわゆる業者の調査というだけでなく、使っている人の意見も反映できれば、今後ともよい施設になるのかなというふうに思いますので、その辺もつけ加えて調査、公表願えればというふうに思います。この項はこれで終わりたいと思います。

ページを追うのでこのまま先に進みますと、35ページに衆議院選挙のお話がありました。行政報告書の21ページにもいろんな、投票率であるとか期日前投票のデータが出ております。前にも期日前投票、1カ所でいいのかというような話もした覚えがあるのですけれども、まずは選挙結果について選挙管理委員長のほうから一つの総括的なものをいただければというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤選挙管理委員会委員長。

選管委員長(佐藤正喜君) 先般の衆議院選の際には多くの皆さんから協力いただきまして、公明で、かつ適正に執行できましたこと、まずもって感謝申し上げます。投票率も前回の衆議院選を上回る結果でありました。67%です。それから、県の平均投票率をも上回る結果となりました。これもひとえに関係各位からの選挙啓発にご協力いただいた、その結果と捉えております。改めて感謝申し上げますところであります。

ただ、投票の結果を年齢別に見ますと、やはり若年層は低調の傾向、依然として解消されておられません。これは、今後の課題でもあります。ただ、18歳選挙権がスタートをした参議院選のときには10代の皆さんが一番低いという結果でありましたが、今回は、若干の数値ではありますが、20代の皆さんを上回る結果となりました。これは、若い皆さんに対する主権者教育の効果が一定部分あったのではないかと、そのように捉えておるところであります。

期日前投票は、選挙を重ねるごとに着実にふえてきています。期日前投票が導入されてから10年以上たっていますけれども、今の先般の衆院選では47%ぐらいの人が期日前投票されていますので、ほぼ半数の方が期日前投票をされています。今後は、その期日前投票の制度の紹介とあわせて、若い皆さんに対する啓発に努める必要があると、そのように感じたところです。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 国政選挙となると夜遅くまでということ、若い人たちでも仕事があつて、夜遅くまでの投票所の開設というのは有効的な例だと思うのですが、来年度には山形の県議会選挙並びに参議院選挙、それから我々の選挙もございまして。いわゆる町会議員選挙クラスになれば、もう少し締め切りの時間を早めて、日をまたがないで寝られるようにというのが我々の願いですけれども、その辺のお話は選挙管理委員会の中ではどう整理されているのか、お願いしたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤選挙管理委員会委員長。

選管委員長(佐藤正喜君) 願いがかなうかという結論はまだ出ていませんが、投票所の閉鎖時間の繰り上げに対する希望は前からも出ています。期日前投票を利用される方が半数、そして当日投票で7時以降に投票所に来られる方が100名という状況が推移しています。そういうふうなことを踏まえて、皆さんにも経緯をご説明申し上げさせていただきましたが、衆議院選のときに実際7時以降来られた方を対象にアンケートをとらせていただきました。その結果を見ても、どうしても7時以降という方は限定的のようでありますので、期日前投票は8時まで開いているということもありますので、春の県議選に向け、投票所閉鎖時間1時間繰り上げの方向で選管としては考え方を整理したところです。

今、各地区の区長会の皆さんにご説明をしています。まだ全部終了はしていませんが、全て感触は7時でいいのではないかと、そういう方向で、反対の意見もないようであります。それを踏まえて、ことしじゅうに選管としては結論を出していきますし、来年の県議選、町議選に向け、丁寧に時間をかけて有権者に説明をしていきたいと、そのように考えています。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 選挙管理委員会の皆様には大変ご苦勞をかけますけれども、ぜひ投票率アップに向けてご尽力いただきたいと思ひますし、若い方々への投票行動に関しては、立候補される我々のほうでも、いわゆるいろんな媒体を使いながらというのも可能になってきておりますので、その辺は力を合わせて投票率アップにつなげていきたいと思ひますので、来年度またよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、この項は終わります。39ページになります。39ページに民生費の中の社会福祉総務費、20節扶助費がいっぱい並んでおります。その中で、いわゆる老人ホームの待機者というものは最近ちょっと話題に上がらなくなってきたのですけれども、総務厚生のところ、200名がいるとか、そういうことでいろいろ政策を練った記憶がございます。現在のいわゆる老人ホームの待機者並びに、どちらかという国では自立支援ということでおうちに帰すという方向にございます。かといって、今まで施設にいたものを自立しなさいといつてもなかなか大変だというふうに私は思ひますので、その辺の状況について福祉課長のほうからご答弁願ひたいというふうに思ひます。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

町では、特別養護老人ホームの待機者について把握をしてございます。今年度の8月末時点での状況で申しますと、要介護3以上の方での特別養護老人ホーム待機者につきまして、町内3施設ございますけれども、町内の方が48人、町外の方、主に酒田市ですけれども、25人、合計で、実人数73人というふうになってございます。それぞれ複数の施設に申し込みをしているという方もございます。実人数で73人でございます。ちなみに、1年前ですけれども、昨年と同時期につきましては、町内の待機者が41人、町外の待機者が16人、合計で57人でございました。ですから、この1年間で16人がふえているということになっておりますけれども、高齢化も進んでおりますので、こういった状況にあるというふうなことでございます。

それから、在宅への移行というふうなお話もございました。遊佐町においては、いわゆる施設入所している方について、いわゆる在宅に変更することを特にお勧めするというふうな取り組みはしてございませんで、そういった無理な対応はしていないということでございます。むしろ介護度が低い方でもショートステイを利用している方が何人かおりますけれども、そういった方についてもいろいろ家庭の事情でなかなか戻れないというふうな方もおります

ので、特例を適用しながらショートステイを継続をしているというふうな方もございます。そういったふうには、その人の置かれた家庭の事情等も勘案しながら対応をしているというふうなことでございます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) やはり自立支援ということで、要は訪問サービスというのがふえているのかなというふうに思っております。それとあわせて、扶助費の前の負担金補助及び交付金の中には地域支え合い体制づくり事業補助金ということで、久しぶりに744万円ほどの支出がございますので、その辺の内容も含めてご答弁いただきたいというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

地域支え合い体制づくり事業補助金につきましては、29年度については公民館改修等で7件、7集落実施をしてございます。そして、新たに備品等の購入、これはいきいき百歳体操等で使います椅子などの購入に対する新たな助成ですけれども、これにつきましては10件、10集落から申請がございまして、交付をしているというふうなことでございます。こういったことも含めまして、なるだけ介護状態にならないように健康維持に努めていただくというふうな施策を推進しているところでございますけれども、住民主体のいわゆる通いの場、いわゆる週1回以上の運動したり、あるいはお茶会をしたりというふうなことの通いの場の設置なども推進をしておりますけれども、現時点で39カ所町内で設置をされております。これは、きのう5番委員の答弁でさせていただきましたいきいき百歳体操の実施拠点37カ所とはまた別途というふうなことで、合わせますと76件の今こういった通いの場があるというふうに考えてございます。

地域での支え合いにつきましては、西遊佐のエプロンサービスも頑張らせていただいているということでもありますけれども、各地区の皆さんからもそういったエプロンサービスのような事業については関心を持っていただいているところでありますので、今後もいろいろ協議、研修会等を進めながら、健康づくり、あるいはこういった支え合いづくりに努めていきたいというふうに思っているところでございます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) やはりお年寄りの方、それからある程度障がいというか、体がなかなかうまくあいに思うように動けない方々というのは、やっぱりショートステイであるとか、こういう皆さんの集まる場に出てくるというのが一番の薬のようでありますので、今後とも経費はかかるわけですけれども、よろしくお続けいただきたいというふうに思います。

この項はこれで終わりまして、43ページに移ります。43ページ、児童福祉施設費の中のやっぱり委託料、13節委託料の一番下のほうに一時預かり事業委託料ということが出ておりました。その辺の内容についてお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

一時預かり事業151万8,500円につきましては、認定こども園杉の子幼稚園における一時預かりというふうなことでございまして、ふだん平日の預かり、あるいは休日の預かり、こういった事業に要した費用の委託料でございます。年間の延べの利用園児数につきましては、29年度の実績で301人というふうになってございます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) いわゆる幼稚園における延長保育というような意味合いだと思います。保育園での延長的なものは押さえていますでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) ちょっと資料あるのですが、今すぐ出てきませんので、後ほど答弁させていただきます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) すみません。きのう言わなかったものですから、混乱させてしまいました。

この一時預かりのほかにも、病児・病後児の保育が前から問題になっております。遊佐町の中ではそういう施設的なものがないものですから、酒田市なり、あと近隣の市町のそんな施設のほうにお世話になっている状況ですけども、29年度において、そのような事例についてデータがあればお示しいただきたいというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 病児・病後児保育につきましては、町内に受け入れ施設がございませんので、酒田市の施設にお願いをしているということでございます。利用に当たっては事前に登録をしていただくという必要がございますけれども、平成29年度の状況につきましては、日本海総合病院に設置しておりますあきほ病児・病後児保育所につきましては、遊佐町からの登録が11人、実際の利用はお二人ありましたというふうなことでございます。もう一カ所、平田保育園につきましては、病後児のみの受け入れでありますけれども、遊佐町からの事前登録が11人でありまして、利用の実績はなかったというふうなことでございます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) 将来的に町内でもそのような、例えば民間ではありますけれども、遊佐病院等々の協力を得ながらできれば、保護者の方々は大幅になるのかなというふうに思いますので、この件につきまして継続して検討願えればというふうに思います。この項は終わります。

46ページの、これは保健衛生総務費の中の21貸付金になります。貸付金で看護師等奨学金貸付金というのが275万円ほど決済されております。この内容についてと、あと実際遊佐町でお仕事をされている方等々、例があればお示し願いたいというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

看護師等奨学金貸付事業につきましては、月額上限を5万円として貸し付けをしているものでございますけれども、平成29年度におきましては、4月時点では5人のご利用であります。年度末時点では4人になってございます。あと、その実績といたしますか、現在の就職状況でございますけれども、この事業につきましては平成26年度から実施をしておりますが、現在卒業資格取得をして町内にお勤めいただいている方については4人というふうになってございます。昨年の年度当初では5人でありましたけれども、年度途中で結婚のためにご退職をされたという方がお一人おりましたので、現在町内にお勤めいただいている方は4人というふうになってございます。貸し付けのいわゆる実績につきましては、これまでの平成29年度からは全部で9人というふうになっております。先ほど申しました町内で4人の方が就職、現在在学中の方がお二人というふうになってございます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) 大分前から、いわゆる地域医療ということで危機感を持って調査してきた経過がございます。医師よりも看護師が足りないのだというようなお話でしたので、今後ともぜひ看護師の養成、援助にはご尽力いただきたいというふうに思います。

これは終わりました、次のページの47ページ、予防費の中の13節委託料、高齢者インフルエンザ予防接種委託料並びに子どもインフルエンザ予防接種委託料、予算から比べればそんなに多くはなくて、予算の範囲内だと思うのですけれども、私もインフルエンザかかったものですから、その辺の状況について報告いただければというふうに思います。

委員長(菅原和幸君) 高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) お答えをいたします。

高齢者インフルエンザ予防接種につきましては、接種人数が3,278人、接種率が59.3%というふうになっております。それから、子どもインフルエンザ予防接種につきましては、延べ人数ですけれども、1,485の方が接種を受けているということでございます。子供については対象が1,737人でありました。2回接種も可能でありますけれども、1回接種を受けた方が942人で54.2%の接種率となっております。2回目接種を受けた方は543人ということで、これは1回目受けた方の57.6%が2回目も受けているというふうな実績になってございます。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) インフルエンザに関しましては、型が違えば効かないということで、なかなか難しいところがあるわけですが、高齢者にとっては命取りというふうなことになりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

以上で福祉課終わりました、これは総務課の、消防関係の防災のほうに入りたいと思います。まず最初に、行政報告書の中にいろいろあったのですけれども、まずは76ページの18節備品購入費、避難所用機材購入費157万円、その内容についてお伺いをいたします。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

157万7,000円でございますけれども、防災倉庫資機材費でございます。西遊佐の防災資機材庫に備蓄品として消耗品も整備させていただきましたが、備品関係の分、ここに経理されております。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7 番(阿部満吉君) 昨日も5番委員のほうから、いわゆる避難所なりのお話がありました。この前の大雨のとき、ふとうちの年寄りから聞かれたのですけれども、「雨降って川氾濫して逃げっどき、どさ逃げればいなや」ということで、「遊佐小学校であやの」ってしたば、「遊佐小学校、昔川氾濫したなやの」という話がありました。水難のときにどちらに避難したらいいかというのと、それから防災庫、特に和田に遊佐の場合あるわけですが、あの辺もやっぱり昔は堤防が決壊して氾濫したという歴史もございますので、避難所をどういうふうに整理しているのかお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

有事の際の、主に地震等による大規模災害があったときの避難場所、避難所につきましては、町が公有、町有

施設を指定をする、その施設に誘導するという形になります。ただし、河川氾濫時の避難場所、それからその避難経路も含めて、それにつきましては、必ずしもただいまの家庭内でのお話があったとおり、では指定されている遊佐小学校に京田から逃げ延びるかといったら、それは逆ルートというふうな形、つまり危険域に向かっていくという形になりますので、そういうわけにはいかない。その場所、決壊の場所、あるいは浸水のエリア、その状況状況での判断ということになります、一概に一定していないという状況の中で、ケースに応じて対応をさせていただくということになろうかと思えます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) そういうことで、19節の負担金補助及び交付金の中に自主防災会活動助成金、100万円ほど支出されておりますけれども、その辺も含めてのいわゆる支出なのか、その内容についてもお願いいたします。19節自主防災会活動助成金109万5,820円の内容、お願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

これにつきましては、各集落で資機材等の整備を図る、あるいは避難路等の整備を図る、あるいは研修会、講習会等開催するといった自主防災活動のために、町から事業費の3分の2を補助させていただいているというものでございまして、平成29年度におかれましては16集落から活用していただきました。例年消防ホースだとか、その格納箱だとかといったものに多く利用していただいておりますが、集落によってはワンタッチテントだとか発電機、あるいは投光器の購入にも活用していただいております。昨年度においては、目新しいところで防災ベスト、あるいは折り畳みテーブル等の購入がございました。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 遊佐地区においても29年度に、各集落でのいわゆる自主防災組織をつくりなさいということで、半年近くかけて2月、3月にまちづくりセンターのほうに提出をいたしておりまして、まだいろんなアドバイス等々は返ってきてはいないのですけれども、先ほどのいわゆる災害の内容によっては逃げる場所も違ってくということもございしますので、その辺の告知について、避難情報について、いわゆる防災無線だけでは足りないというふうに私も思いますし、水害の場合、二次災害が起きそうな、車で広報回っても、大変職員に被害が及ぶ可能性があるということを考えれば、いろいろな手だてが必要になってくるというふうに思います。ひとつ今の文明の利器としてのエリアメール的な取り組みも必要かと思えますけれども、その辺の内容について防災のほうではどういうふうにお考えなのか、お願いをいたしたいと思えます。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

災害発生時の町からの情報伝達の仕組みにつきましては、まずはその最たるものが防災行政無線ということになります。本局であります役場から各集落、子局に放送する、あるいはサイレンを吹鳴するといったところがまず最大の手段ということになっておりますが、これまでもよく話題になってきました難聴対策、風向きによっては、集落によってはなかなか聞こえにくいというようなことがあったり、最近の住宅事情、高気密性といった建物事情から、なかなか屋内で聞こえにくいといった観点から、その課題を解消するために、各区長さん、全区長さんに個別

の受信機を配備させていただいたということがございますし、消防団の幹部の皆さんには移動系の無線を配備しているわけですが、それもどのクラスまでというふうなこと、これもまだ課題は残っているものの、前年度においては副分団長以上までに無線機を配備をさせていただいたと、このことによって町と双方向での情報伝達ができるように、その充実を図ってきたというものでございます。

ただいま、エリアメールのお話もございました。まだ実際には災害時に実績はないわけですが、これまで手段としては用意しておって、ただ必ずしも発信マニュアルについての整備が十分でなかったというふうなことで、今現在はいつでも発信できるように備えができておるとい状況でございます。地域との連携、自主防災会との連携といったところが何といても重要となつてこようかと思つます。これまでも地域リーダー研修会、あるいは危機管理アドバイザーによる出前講座等でその辺を、訓練も含めて地域での備え、あるいは自宅での自助の備え等々についての啓発、啓蒙にも努めてきたという状況でございます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 今消防団の役割も大分重視しているというふうなお話もございました。確かに区長となれば2年なり2期4年なり交代するわけで、消防団員の力というのはやはりとても大事なものになるかと思つますし、機動力もござつます。そういう意味で、遊佐町の消防団、条例による人数に対して、今足りているのかどうなのか、その辺の内容についてお願いいたします。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

これから定数の達成状況、未達成状況についての具体的な数字を挙げたいと思つますが、以前にも事例として紹介をさせていただいたかと思つます。よく他の自治体から消防団研修来られます。すると、我々も驚かされるのですが、遊佐町の消防団の定数も含めての実員数、マンパワーの状況、実態を知るにつけ、皆さん異口同音に遊佐町は充実していますねと、体制が充実されていますねというふうなことのお褒めの言葉をいただいたりするのです。他と比較をするとそういう状況にあるということ、もちろんそれで我々が満足しているというものでは全くございませんで、その実態につきましては、ことしの4月現在において、定数700人に対して642人ということで、充足率については91.7%となっております。同時期、昨年度が656、その前の年が667、その前679ということで、徐々に定数との乖離が広がつてきているという状況でございます。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) 先ほども話になっていました、いわゆる災害が起きたときには機動力は消防団にありというふうにも思つておりますが、今の北海道の地震なり西日本の水害なりを見ても、かなり消防団に頼る面が多いかと思つます。その中で、遊佐町の中では班の統合をあわせた再編成が少し今検討されているというふうにも聞いております。その辺の考え方について、課長のほうからご説明いただきたいと思つます。

委員長(菅原和幸君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えいたします。

本格的には昨年9月、最高幹部会議の中で大きく取り上げられました。その定数、あるいは部班の体制、あるいはポンプ自動車等の配備全般に関しまして、現状に即して見直しが必要ではないかというふうな問題提起がな

されまして、そして今年度に入りまして団長が交代をしたわけでありますが、新しくついた佐藤団長のほうからは、その最初の幹部会議の中で団員定数の見直し、班統合等による消防団体制の改変をしたいという方針が告げられまして、いよいよ見直し案の作成をするとしながら、条例改正に向けた議論を本当に本格的にスタートさせているという状況下にあります。

以上です。

委員長(菅原和幸君) 7番、阿部満吉委員。

7番(阿部満吉君) その内容まで入ると一般質問になってしまいますので、感想的に申し上げますと、いわゆる今起こっている災害を見るにつけ、小回りのきく消防団員はやはり各集落にあってほしいし、一番わかるのはやっぱり各地区の消防団員だというふうに思います。自主防災組織を編成する上でもその辺は重要視されてくると思いますので、いろいろな面で統廃合が必要だということになれば、それにかわる自主防災組織のあり方というもの考えるべきというふうに私も思いますので、その辺のあわせた検討をお願いしたいというふうに思いまして、私の質問は終わります。

委員長(菅原和幸君) 阿部満吉委員の質疑に対しまして答弁漏れについて、高橋健康福祉課長、答弁お願いします。

高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 先ほど町立保育園の延長保育の実績についてご質問がございました。3つの園合わせまして、年間延べ人数で910人となっております。延長保育につきましては、午後6時から7時までの1時間ということであります。

以上です。

委員長(菅原和幸君) これで7番、阿部満吉委員の質疑は終了いたしました。

10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 私からも質問させていただきます。

まず初めに、53ページの農業振興費の備考欄ですけれども、経営所得安定対策等推進事業費補助金405万円ほどあります。この内容について伺います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この405万7,500円でございますけれども、中身としましては経営所得安定対策の直接支払事業の事務費に対する県を通しての国からの補助金というふうになってございます。国、県の補助金が392万7,000円が町に歳入として入ってきてまして、その補助金として遊佐町農業振興協議会のほうに国要綱の対象外の部分を町で上乘せして、これが13万500円ほどあるのですけれども、支出させていただいているという内容でございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 農業振興協議会のほうでの補助金のようにございますけれども、それで経営所得安定対策という名前がついているわけですが、これ農業経営における経営所得安定という意味だとは思いますが、その辺ちょっと伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

農業経営所得安定対策あるわけですが、その中でやっぱり大きいのが転作に対する補助金ということで、そういった国、県の交付金、町の単独加算もありますけれども、そういったものの進めるための事務費という内容でございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 経営所得安定というのは結局転作物に対する補助金についての検討するというような内容のようでございます。一般的に農業経営の安定ということを考えると、余りこれといった方策というものがないような気がしたものですから、どういうものなのかと思って伺いました。

その次、54ページの一番上ですけれども、同じように備考欄、まるごと遊佐推進事業って、これ100万円ほど予算ついていますが、この事業について伺います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この負担金については、支出先は遊佐町の産直協議会ということで、構成の団体を申し上げますと、共同開発米部会でありましてJAみどり遊佐の畑作部会、同じく柿部会、あとそういった団体で構成している協議会のほうに支出をさせていただいているものでございます。この事業の負担金の使い道としては、首都圏のほうにある生活クラブ生協、デポーと言っていますけれども、その店舗において遊佐産の農畜産物でありますとか加工品等の販売、試食・学習会等を通じてPRを行うということで、販売の拡大と新品目の開発とか目指すということを目的として負担させていただいているというものでございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) これももちろん農業関係の負担金ということで、産直とか開発米、畑作、柿とかというふうなことなようですけれども、まるごと遊佐というのがちょっと、何がまるごとなのかと思ってお聞きしました。ちょっと意外な名前がついているなと思ひまして、非常にわかりにくかったです。わかりました、どうも。

その次、56ページの農地費の中で、備考欄、小水力発電施設整備事業負担金、これ月光川は670万円、同じように日向川が113万4,000円ほどの負担金ということになっております。この前これも何かテレビに出たり、新聞にも一部報道されていたようでして、私もそれは読んだりもしたのですけれども、この小水力というのは、電気を起こして電力会社に電気を販売するというのが主な目的でこの事業をやったものなのかどうかを伺いたいと思います。

それとまた、負担金の額が大分違うのですけれども、これはそれぞれの小水力発電所の能力の違いによるものなのかについても伺います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、電力の使い道ということでのお尋ねがありましたので、この件につきましては月光川地区の小水力発電所と日向川地区と同じ考え方で、いわゆる電力会社のほうに売電を行って、その収益を、最初の段階では設備投資した分の回収に充てなければいけないわけですが、その回収が終わり次第、いわゆるどちらの土地改良区さんとも維持管理費の中では揚水機のポンプと動力代でありますとか、電気での光熱水費が非常に年間800万円から1,000万円程度ぐらいまでなるということなので、そちらのほうに充当して、まず土地改良区自体の維持管理費を少なくするという目的で、最終的にはやっぱり土地改良区費の軽減ということで農家の負担を少なくしてい

こうという考え方で行うものであります。

あと、負担金が670万円と113万4,000円ということで、月光川のほうが大分大きくなっているということをごさいますけれども、発電能力自体は月光川の方法のほうが最終的に最大発電能力で60.1キロワットということになりました、これが日向川では113キロワットということなので、発電規模、施設では月光川のほうが多いわけです。建設改良費も伴って多いのですけれども、日向川の方法が発電量が多いので、建設費も高い、額もかさむ、多くなっているのですけれども、これにつきましては月光川の方法が事業費6,700万円、29年度分でしたけれども、10%ということで670万円という金額になりました。日向川の方法は、事業費では29年度分で8,100万円ほどあるのですが、負担率は同じく10%です。ただし、酒田と遊佐の面積割ということで、日向川所管の中で遊佐町の部分が全面積の14%ほどあるということで、面積割が14%かかっているという関係で113万4,000円という金額と算出されているというものでございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 小水力発電ということになると、60キロとか113キロも電気を起こすと。それなりに全体的な設備費はかなりかかっているのではないかと思います。単純な考え方からいけば、それだけの設備費用をかけてやったわけだから、その設備費の分をまずもって償却するというか、起こした電気で償却するというふうなことで、まずそれを全部支払いを終わってしまわないと、その先の通常一般的に言う利益といえますか、そういうことにはならないのではないかと思います。多分この場合もそれが当てはまるのではないかと思いますけれども、そういう考え方からいくと、設備費を償却するまで、月光川、日向川、それぞれどのくらいの年数かかるのか、そこをまず質問したいと思います。ただ補助金もそれなりに入っているようなので、実際は、例えば月光川であれば、この月光川土地改良区で幾ら出したかという額が多分あるわけです。その分をまず償却するのにどれだけ何年かかるかというようなことになろうかと思いますが、その辺ちょっと伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

どちらの土地改良区もやっぱりこれだけ大きい規模の事業に取り組みますので、年次の計画表、工程も含めたどのくらい、何年度でどの工事をしてといて、それから完成後に償却部分も含めてどのくらいの中で改良区さんのほうで建設部分の分をペイできるかということで試算したところ、計画段階では月光川土地改良区とも日向川土地改良区とも10年で償還終わって、約11年目からは全部売電を収益として上げられるだろうという計算でございましたが、実際今発電機を据えつけて最終段階で完成段階で計画をもう一度積算したところ、月光川で約8年ぐらいで償却できるのではないかと、建設分の改良費を返済できるのではないかと聞いております。返済完了後は、月光川土地改良区で単年度約4,000万円ほどの売電収益を上げられていくのではないかとということでございました。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) この小水力になるわけですが、8年とか10年くらいでまず返済できれば立派なものではないかなと思います。ちょっと余計な話ですが、家庭用の太陽光発電上げているうちあちこちありますけれども、あれだと普通10年かかるので、これでそのくらいで返済できれば立派なものだと思います。ただし、今買い取り価格というものが当然あるわけですが、それが何か太陽光の場合だと大幅に下がると予測がされています。これ小水力の場合はどうなのでしょう。5年とか10年先、電気売るというふうなことを考えた場合に、売

電価格はどのように変わっていくのかという予測を持っているのか伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

FITと言われる固定価格買い取り制度における単価というのは、この国でエネルギー政策を進める上でこの単価を死守するのだということでの最初の見解はあったわけですが、ご存じのように単価の見直しがされたということは事実としてはあるわけでございます。委員おっしゃいました太陽光についても単価の見直しが図られるということでは来ておりますが、現在のところ小水力に関しては単価の大幅な減額ということは、まずは今発表されていないということでございます。ただ、十何年先にどうなるかということは国の施策もありますので、そこはちょっと何とも言えないところなのですけれども、現在はそのような状況であります。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 余り売電価格が、特に小水力に関しては私も下がらないことを期待しています。

必ずしも売電だけが目的でもないということも考えられるので、簡単に言えば自家消費の電気も必要になるわけで、それを供給できるということにおいても従来とは違った形になるのかなと思いますし、事業の目のつけどころとしては多分正解ではないかなと、このように思っています。

その次ですけれども、58ページで、松くい虫関係の予算、林業費の中で載っています。松くい虫の被害木調査委託料ということで、これは去年度の話なわけですが、317万円ほど載っています。ことしのもある程度調査はしているのではないかと思いますけれども、ことしの松くい虫の発生状況といえますか、被害木の状況というのはどんな状況になっているか伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まずは松くい虫については平成25年度よりやや上昇傾向ということで、26年度に急激にふえて、27年、28年度はほぼ横ばいということで、被害量が過去最高になったということでもございました。29年度につきましては、過去最高と言われた28年度の被害量で前年度対比で約70.1%ぐらいで29年度は経過したということで、減少しているということでもございます。30年度につきましては、今まだ春の被害木の伐倒を終え、春というか、春から夏なのですけれども、伐倒を終えて秋季の被害調査をこれから行うということですが、目視によれば、昨年度の量よりもまた減少はしているというふうに捉えられるということではなっておりますが、詳しい数値は秋季を経てみないとちょっとわからないというところでもございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 発生状況に応じて、これは適切に対応していただきたいと、このように考えます。

その次ですけれども、企業開発費の中で酒田・遊佐工業団地企業誘致促進協議会負担金ということで79万円ほど載っています。今バイオマス発電をやるということで、大分大がかりな事業が何か来るような状況になっております。それもそうなのですけれども、企業誘致全体がどのような状況になっているのか伺いたいと思います。これまでやっぱり何といてもよかったのは大阪有機だと思えますし、ほかにもあるのですけれども、現状企業誘致関係の情報といえますか、これあれば教えていただきたいと思えます。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、鳥海南工業団地に関して申しますと、まずは金属会社さんのほうで誘致がされるということで、用地取得も終わりまして、南工業団地のほうに今造成で基礎工事部分はもうできたと思いますけれども、そんな感じで進んでいるということでございます。あと、今おっしゃいました南工業団地のバイオマス発電については、地元遊佐、酒田、それぞれに説明会をしているという状況でございます。やはり音とか、振動とか、そういったことも含めて、あと北港からの燃料を運搬する際の交通量の調査とか、そういうものでまず地元の皆さんに周知してご理解をいただくということで、酒田北港のサミットパワーなども住民の方もこれから視察をしていただくというような計画を立てて、まずは今の工業団地のほうにこれから誘致をされていくための準備をしているという状況でございます。あと、増設等は除きまして、あと工業団地ではないのですけれども、新規に吉出地内のほうにウスキー蒸留所さんのほうが来月竣工を迎えるというような状況で動いているということでございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) 今のバイオマス関係で、国道7号、宮海のあたりから主に白木までの範囲になるわけですが、かなりの大型ダンプがしょっちゅう走るというふうなことが言われています。我々も説明会などに行つて、そんな資料をもらったりして読んでいたりはしているのですけれども、このことに関して、何か地元のほうでは非常に交通が混雑するものだから、そしてまた白木のあそこの交差点で、いつだったかちょっと忘れましたが、何か死亡事故もあったというふうなことで、またこの大型ダンプが、あそこカーブ曲がるときに対向車線にほぼ間違いないくはみ出さないと曲がれないくらいのダンプだというふうなことらしくて、西遊佐のまちづくりセンターの関係者の皆さんが、何かあそこの道路を、今はもちろん片側1車線なわけですが、2車線化にしてもらいたいような要望書を役場とかあっちこちに出している経過があるみたいです。安全確保という意味からはそういう事業も必要なのかと思いますけれども、現実問題宮海のあたり見たって、もう一車線分の拡幅ということになると大変なわけですが、まず常識的に考えてみて。その辺は、まず2車線化について、まず町長でもいいですし、見通しといえますか、その辺役場のほうでどういう対応をなさっているのか。西遊佐の人方は何かかなり真面目にそういう話をしていますので、なかなか困難ではないかとは思いますが、対応をちょっと伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 7号線の4車線化、宮海から工業団地の入り口までについては、もう既に地元からも要望書等いただいて、庄内開発協議会を通して県、国への要望という形で、4車線化という言葉はなかなか余り使ってほしくないという国土交通省のお話です。ただ、私から見れば、酒田北港の後背地の工業団地の有効活用、県の工業団地の有効活用という点で見れば、日向川の7号線の橋ができてからもう50年ぐらいになりますし、やっぱり非常に重さ、重量には弱い橋だという情報入っていますので、それらもう一つ新しい橋をしっかりとついでいただいて、複線化、いわゆる片側2車線ずつ4車線化していただいて。それから、要は白木の信号あるところの工業団地の入り口の線形改良等もやっぱりやらないとなかなかきついでしようということで、もう既に要望書は県、国に庄内開発協議会を通して出させていただいています。

大きな事業所が来て大量に物を輸送するとなれば、それは高速道路とはまた別の意味での産業の道の確保という点でいけば、7号線はやっぱり。実は酒田、宮海以南ならば、今7号バイパス、ほとんど広野まで全部複線で行っているわけです。工事進んでいるわけで、それがなかなか北側に進んでこないということありますので、それら等、実は広野の辺はもうじき完了、完成する時期が来ているのではないかと、もう既に鶴岡までは完全に7号線バイパスまでは片側2車線行くわけですから、そのネクストの事業として北側に県の工業団地あるとこ

にぜひとも延ばしてほしいと、そしてやっぱり産業の活性化の拠点として県の工業団地、鳥海南工業団地を大いに活用してほしいということを既に要望させていただいている、そういうことがあります。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) かなり大変な事業になるとは思っていたものですから、私も初めにその話を聞いたときは、これほどのこと、これほどの要望書を出すって大変なことをやっているものだなと思っていたのです。でも、庄内開発協議会を通して各方面にそういう働きかけをしてもらっているということで、道路関係というのは期成同盟会はあるけれども、さっぱりはかがいれないみたいなのところもあちこちにあるのが現実だということを私もある程度知っているものですから、こういうことをやってもどうなのかなとは思っているのですが、ただ進めていくしかないだろうということなので、町長からも頑張っていたきたいと、このように思うところです。

その次ですけれども、公園費72ページですけれども、工事請負費で公園整備工事費1,152万円ほど上がっています。これは、どこの公園をどのように整備したものなのか伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

公園整備事業工事費の1,152万2,520円の内訳になりますけれども、この中で一番大きいところが吹浦の児童公園の整備工事になります。吹浦の児童公園の整備工事につきましては、昨年度工事費でいきますと、961万2,000円ということで吹浦の児童公園のほうを整備させていただいています。その他各公園ございますけれども、ちょっとした工事費、境田地内の公園とか月光川河川公園の工事費とか、二十数万円の工事、数カ所ございますけれども、一番大きいところが吹浦児童公園の960万2,000円ということで、昨年度より吹浦の児童公園につきましては着工いたしまして、工事の内容といたしましては園内の外周の柵、あと中央部にあずまやの設置ということで、昨年度まず大きいところを言いますと、工事内容そんな形になります。1カ年で終了しないということで、今年度も引き続き吹浦児童公園につきましては今工事中で、秋終わりのころまでには公園のほう整備完了という形で、作業のほうを今工事のほう進めておることでございます。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 吹浦の児童公園が主なものだということとございました。そのすぐ下、公園防犯カメラということで52万円ほどあります。この防犯カメラは、どこの公園についているのでしょうか。また、どんなぐあいについているのか伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

公園の防犯カメラ設置工事費ということとございますけれども、設置場所につきましては遊佐の中央公園に設置してございます。台数につきましては3台ほど設置してございまして、設置場所につきましては、一番南側に公園の正面入り口でございますけれども、そちらの両サイドに2基ついてございます。1基につきましてはトイレ側のほうに方向、角度ついてますし、もう一台につきましては公園全景、西側の方面になりますけれども、西側のほうに開いた形で2台、見えるような形で設置してございます。もう一台、3台目でございますけれども、設置場所につきましては一番西北といいますか、一番角地のところに1台ついておりまして、角から全景を見渡すような形で3台目、設置とか取りつけしてございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 中央公園に3台つけているのだということのようでございます。これらもちろんその字のとおり、防犯のためのカメラであるということなわけですが、中央公園は非常に子供たちとか親なんかも集まって、やっぱり頻りに利用されているという状況なのではないでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

中央公園につきましても、町の公園整備再計画という形で、24年度から32年度までの計画を持って整備する形で計画策定してございますけれども、中央公園のほうは平成25年度に整備いたしました。遊具も数々取りそろえておりまして、ごらんとおりブランコとかさまざま多種遊具、子供たちが楽しめる遊具整備してございますので、土日行きますとかなりのお子様方、ご家族連れで楽しんでいる姿、私も何度となく確認してございます。今までになく盛況にご利用いただいているという状況でございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) この防犯カメラですが、町内でもにぎやかなようなところにはある程度つけているようでございます。これは私の考えにすぎないのですが、やはり登校隊が歩くような通学路、これもこまいところ、例えばただの集落の中だとか、そういうこまいところには全部つけるといっても大変だし、余り効果的でもないというふうにも考えられますので、それまでの必要ないのかなとは思いますが、主なもの、メイン道路になっているようなところ、登校隊としての、その安全確保ということも私は非常に大事なものではないかと考えます。今のように見守り隊がついて歩くなんていうことは昔はなかったのですが、全然、最近ではもう各方向から来る、いろんな方向から学校に集まってくるわけですが、ある程度の距離になるとほとんど見守り隊の誰かが一緒に歩いてくるという状況です。要するにそれだけ守らなければならないのだというふうな何か意識が働いているのではないかと思います。だもので、主な通りというのは大体もう決まっているのですが、やはりその通りの安全確保ということも私はこの公園に防犯カメラをつけるのと同じくらい大切なことなのではないかなと思います。そういう意味では、見守り隊がしょっちゅう歩いて通るような主な通学路については、私はそこにも防犯カメラを設置したほうが町民の皆さんも安心できるのではないかと考えるのですが、そういう考えはないものなのか、ちょっと伺いたいです。

委員長(菅原和幸君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) ただいまの内容につきましては、通学路へのカメラ設置なのか、防犯用の設置か、ちょっとその辺確認させていただきたいと思いましたが、よろしく申し上げます。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 防犯用か通学の安全のためかという、似たようなものなのでしょうけれども、要するに子供たちがまず朝晩主に歩く道路があるわけですが、通学路というふうな形で、そこはやっぱり見守り隊も見守り隊の人が出てくる余裕のあるときは一緒について歩くようなところなわけなので、多分そこ往復歩くのです、子供たちは。だものだから、そういう意味で、やはり安全確保という意味で私今言っているのですが、どこの課であるかというのはちょっと今頭の中になくなってしまって、安全確保という意味でちょっと言っているわけなので、そういう意味では、この公園に防犯カメラをつけるのは、ここで犯罪を起こしてもらっては困ると、こういうわけですが、だから、通学路もある意味で同じように安全は確保されなければならないだろうと。そして、集落のこまい道路なんか

は、それは1件1件出てくるようなところだから、それまで見るのは大変だから、ある程度まとまった通りとしてなっているような通学路については、そこには防犯カメラを設置して、やはり安全をさらに確保する必要もあるのではないかと。これは今の公園にカメラを設置しているということと、まず同じような発想なのです、結局は。その意味のことで言っているのであって、これが地域整備なのか、教育課なのか、ちょっとわからなかったので、ただその話をしているだけなので、そういうことも考えてはもらえないかということなわけです。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 今見守り隊回っているところも全部つけれやという話ありましたけれども、町はそれなりの基準を持ってやっぱり設置するわけで、例えば町内ではグリーンストアの交差点にはあるわけ。また、吹浦では大勢のお客さんが来るふらつとには設置しているということ、例えばそれはそれぞれ、自由来館型のやっぱり子どもセンターなんかは、あそこで子供が変な人についていったとかという事態があれば、それは防ぎたいという形で中央公園はその一環としてあそこについたわけでありますので、そういう来館が自由来館型の施設で、例えばガードが甘いねというところはやっぱり、これは要望とか来れば、それはなるのでしょうし、全てに都会みたいにつけなさいよという発想では、私はいかないと思うのです。町の中で財政の中で許せるところの基準をつくって、そしてそれはやっぱり学校のお父さん、お母さん、実際通われているPTAなり、いろんな団体あるわけで、そこから要望来て一緒に考えていくというのが、議会で非常に力のある議員から発言があったのだから、それについて全部つけなければならぬという発想でやってしまうと、議会で言えば何でも通るのだと。かつて遊佐町でも電灯については少年議会のほうが要望が議会の要望よりも強力で、それに向かって設置したという経過もあるわけですから、それら等俯瞰をしながら設置の要望について検討していくということで了解をお願いしたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員。

10番(斎藤弥志夫君) PTAだとかそういういろんな各方面からの要望が上がってこない、どうも話は本当でないのではないかとこのふうなことでございますけれども、私のような力のない議員がこんな話をしてもさっぱり取り上げられないであろうとは初めから思っていたのですけれども、ただこういう考えもあるのではないかとこのことで、ちょっと頭の隅にでも入れておいてもらえればと思います。以上です。

その次ですけれども、78ページで、我々にはちょっと余りにもなじみがない話なのですけれども、庄内地区の教科書採択というふうなことが載っています。教科書採択協議会負担金1万3,000円ということで載っていますけれども、これは小学校、中学校で使う教科書をどのような教科書にするのかということ何か協議するものなのでしょうか。そして、庄内地区ではそれぞれ小学校は皆同じような教科書とか、庄内地区の中学校は同じような教科書とかという使い方をなさっているのでしょうか。あるいは、同じ県内でも内陸のほうになるとまた違う教科書使うとか、そういう形で、そこそこ違った内容になっているのか。我々はプロでも何でもないのですけれども、ただ項目がこういうふうになっているものですから、一応説明していただければと思います。

委員長(菅原和幸君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 今度英語も教科になるとか、道徳も教科になったということで、教科書を用いるのは教科になっている全部の科目の教科書、小学校と中学校ということでございます。最終的な教科書というのは検定を受けて、教科によって8社10社と教科書会社がある教科もありますし、3社4社しかない教科書もあるわけですから、業者がつくれますので、どの教科書が遊佐の子供たちの、酒田の、あるいは山形でもいいわけですから、子供たちの実態に合わせて一番勉強しやすい教科書であるかということに基づいて、最終的には各自治

体、遊佐町、酒田市、三川町とか、そこで最終的には採択することになっています。ところが、子供たちというのはやっぱり酒田から遊佐とか転校ということもありますので、それがゆえんではないのですけれども、小さな自治体もあるわけですので、ここも庄内となっていますが、この管内では酒田と遊佐は一緒の協議会で、同じ教科書会社の国語の教科書、算数の教科書、社会科の教科書を使いましょうということで、一緒に協議会を開いて、では酒田飽海では算数はこれだねと、最近では道徳、来年度から始まりますので、これだねということで、小学校、中学校、採択しています。教育委員会の会議の報告にもありますように、町の教育委員会でも教科書の採択について協議して決議したということあります。そういうことで、広域採択ということでやっています。酒田と遊佐ですので、子供の数割なのか、人口割なのか、ちょっとわかりませんが、酒田市何万円、遊佐町何万円ということで負担いたしまして、最終的に、委員になっている皆さんへの車馬賃、旅費だとか謝金等支払いがあるものから、それらを負担していただいていると、そういうことでよろしいでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) それぞれの自治体で本当はどの教科書を使うかは決めるというふうなことになっているようですね、広域的に酒田と遊佐は同じ教科書を使っていると、これは私はもっともなことではないかと思えます。

教科書というのは、我々そんなどれを使うかなんて全然見たこともないのですけれども、やはりプロの目から見て、それぞれの教科書というのは大分違うなというか、そんなふうにやっぱり映るものなのではないでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 採択の時期には図書館で展示していますので、見たことないと言わないで、2週間ほど展示していますので、どうかごゆっくり見ていただいて、ご意見もいただくこともできますので、町民の意見ということで。

カラフルです。大変昔の教科書と違まして、白黒のページなんてほとんどございませぬので、デザインもいろんなキャラクターが配置してあったり、やっぱりそういうふうな教科書、個性があります。内容的にはもちろん間違いがあつてはいけませんし、いろんな工夫してありますけれども、それら今特に教科書ただ覚えればよいということではなく、探求型学習とか課題解決型学習とか、いろんな深い学びということで勉強の仕方も研究されていますので、そういうものに沿って子供たちが教科を好きになって、意欲的に学べるような工夫がなされるかということで、内容的には当然基準があつて検討がありますので、最終的にはそろうわけですが、やはり違います。例えば今ランドセルが重くて大変ではないかという話題になっていますけれども、普通教科書って上巻と下巻、9月でまた下巻にかわるのです。ある教科書会社は1年同じ本でしたものでしたから、国語の教科書が厚くなって、教科書会社はそのほうが子供たちによかれとやったのかもしれませんが、そういう話題が出てきますと、それは問題だなというふうに考えているかどうか分かりませんが、そういうこともできるということで、いろんな工夫がなされています。そして、基本的には4年に1遍教科書がかわりますので、そのときは必ず見直しをしますが、年度年度町の教育委員会としては採択をしていると、そういうことです。基本的には4年に1遍に、しかも10年ぐらいのスパンで学習指導要領、教える中身も変わってきますので、それに合わせて4年に1遍基本的には広域で採択して、市町村では毎年一応検討はすると。ただし、4年に1遍広域で採択しているのは自然に4年間はまず使うということで、教科書の内容もかわりますので、そういうことでぜひ、来年度も採択の予定はありますので、ごらんください。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 教科書についての質問は私も今回初めてしたのですけれども、全く場違いな話してしまったなと思っているようなところです。

それから、79ページの一番下で、外国人英語助手招致というふうなことで、一番下のほうですけれども、国際化推進自治体協議会負担金で7万2,000円というふうなことがあります。これはこの負担金を出す協議会というのはどういうものなのか伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

全国的には外国人の方が日本の英語教育等を行っておりますので、そのために全国的にそういった、財団法人でありますけれども、自治体国際化協会というものがあまして、そちらのほうで外国青年の招致事業に係るいろんな事務手続等をやっているということがあります。そのためにそういったところに負担金として、ALTとかを採用している自治体のほうである程度の負担をしているということで支払っているものでございます。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 外国人の英語助手を採用するための情報を得るための協議会というふうな意味のようですけれども、そこに負担金を出しているということなわけですか。わかりました。

その次、また81ページのほうで、学校管理費のほうで、報償費でプールの監視員の謝礼として15万円ほどあります。このプールの監視というとどのプールなのか、まず伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

このプール監視員謝礼については、5つの小学校のPTAさんそれぞれに3万円ずつを、夏期のプール使用のときに監視員として出させていただいておりますので、その謝礼として支払っているものであります。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 5つの小学校に出しているということですが、プールを監視するに当たって、何人ずつが当番のような形で出ているのか伺います。

それから、プール監視というのは、当然そこで遊んでいる子供たちが溺れたりすれば大変なことになるわけなので、何らかのこういうふうな監視してくださいよと、時間から時間までこういうふうな監視してくださいよというふうな、私は一定のマニュアルのようなものもあってしかるべきではないかと思いますが、そのようなものに従って監視をしてもらっているのかどうかを伺いたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

当然プールの監視については学校ではなくてPTAのほうで監視をするということになっておりますので、プール使用の前につきましては、担当するPTAの役員を対象とした救命救急講習会でありますとか、事前にそういった講習会等も行っており十分備えているわけでありまして、その段階でもプールの監視についての決められた事項についてはPTAの皆様方にお話をし、そういった要綱というか、そういう監視の仕方に基づいて監視をしていただいているという状況であります。ただ何人ぐらいずつが配置になっているかは、ちょっと詳しい数値、私は把握しておりませんので、後ほど確認してから答弁したいと思います。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 監視の仕方についての講習会なども実施しているということですが、それは教育課でやっているわけですか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

教育課で特に進めているわけではなくて、学校とかPTAのほうで進めて講習会を行っているという状況であります。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 学校やPTAで何か自主的にやっているようなものだというふうなことらしいのですけれども、従来もそうやってやってきたわけだから、それが間違いだということはないとは思いますが、しかしその内容がどのようなものなのかと、本当に適正な仕方でもって講習をしているのかどうか、それについては教育課なりでやはりちゃんと検討して、これでいいですよというふうな形の返答のようなものを出して、学校やPTAとしては教育課のほうからそういう、これでいいのだというお墨つきのようなものをもらったからこういうふうにするのだというふうな形のものにしないと、各学校でただ勝手にこうやってやればいいのだよというふうな形でやっていたって、ちょっと変ではないですか。やはりある程度のマニュアルに沿った形のものでやってくださいということを教育課なりのほうから指示を出して私は当然ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

特に教育課のほうでそういった講習会のマニュアル等については備えてはおりませんが、まずは独自に各学校初めPTAの皆さんで協議をして、消防署の職員を頼んで講習会を行ったり、いろんな必要なものは行っていますので、そういうことで対応していただいているという状況であります。

委員長(菅原和幸君) 10番、齋藤弥志夫委員。

10番(齋藤弥志夫君) 学校のほうで独自にやって、消防署のほうでもそこに行って何らかの啓発的な話もしているのだから、それに任せているということですよ。それはいいと思うのです、それで。だけれども、それが結局どういうふうなものなのか、消防署で来て何を教えたりしているのか、学校のそもそも何年もやってきたものはどういう内容のものなのかということについては、やはり全部管理しておかなくてはいけないのではないですか、例えば役場のほうで、教育課のほうで。そうしないと、ただ任せているということになるのではないですか。だから、そういうふうなものをこうやってやるのだというものを全部集めて……

(何事か声あり)

10番(齋藤弥志夫君) いや、町長に言っているのではないです。

委員長(菅原和幸君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) ことしも遊佐小学校はもう百何十人も来て大変だったということで、ことしの夏の猛暑の状況を見れば、子供たちはもう朝からプールに行きたくて、浮き浮きして、大変活用していただいたのではないかと思います。

夏季休業中ですので、これは学校の教育課程ではありませんので。かつては先生方もついたり、そういう時期もあったようですが、やっぱりこれは教育課程でないのです。もちろん教育委員会が主体になって、本当はプロのセー

バーを雇って監視体制をつくるというのが一番だと思います、それは確かに、プロの海水浴場の監視体制みたいに。そこまでいなくてもPTAでぜひ要望があって、夏休みのしかるべき期間は開放していただきたいと、まずこれは地元や親御さんの要望で始まったものでございまして、学校で必ず夏休みプールを開放しなさいとか、しなければならぬということではなくて、では監視体制どうするかと。当然プールもそこそこで状況は違うわけですから、町で基本ちゃんをつくっています。その学校のプールの状況に合わせて学校のプールの管理のマニュアルがありますので、夏休み使うときはPTAの皆さんにお願いしようということで、そうすれば当然これはただというわけにはいかないということで、今予算に盛ってありますように、3万円ですけれども、それは謝礼として出しているということで、学校、教育委員会、地元の皆さんと協議の上で、こういって子供たちにぜひ、お盆前ぐらいの時期ぐらいはせつかくあるプールだから活用していただいて、ことのように喜んでいただきたいということで、もちろん水に親しむ、泳力もつくというベースになるわけでございますので、そういうことでございます。各学校でマニュアルも監視の対応もきちんと整備されておりまして、それにのっとってやっていたらいいと思います。それで足りないの、あるときは消防署の方に来ていただいたりして訓練等もしていただいて、各学校でやっているということでございますので、決して教育委員会でもしなくてやっていたらいいということではなくて、教育委員会をお願いしてPTAの皆さん、当然学校とは密に連絡とっていただいておりますので、もしその辺委員ご指摘のように大きな問題がありそうなのであれば、コミュニティースクールも始まっていますので、学校運営協議会等ぜひ十分議論していただいて、話題を提供しておれば、不足な分があれば、当然それは補っていかねばならないと思いますので、もう一度藤崎小学校の現実がどうなっているか確認いただいて、もしそういう問題の状況があるのであれば、教育委員会なり学校のほうに話題を出していただければ対応しますので、よろしく申し上げます。

委員長(菅原和幸君) これで10番、斎藤弥志夫委員の質疑は終了いたしました。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時49分)

休 憩

委員長(菅原和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時)

委員長(菅原和幸君) 10番、斎藤弥志夫委員の質疑に対して、教育課長より答弁の訂正と答弁漏れへの答弁の申し出がありましたので、許可いたします。

佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) それでは、先ほど斎藤委員のほうから質問あったプールの監視員の関係について、答弁の訂正と答弁漏れへさせていただきます。

監視員につきましては、保護者と申し上げましたが、教職員も担当の方が当番で1人ないし2人ついているということでありましたので、保護者と教員合わせまして、それぞれ各小学校で人数は違いますが、4人から7人の監視員の体制となっているようであります。

委員長(菅原和幸君) それでは、直ちに審査に入ります。

8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) それでは、私からも少しお尋ねをしたい、そんなことがありますので伺いたい、このように思います。

事項別明細、一般会計ですが、89ページにいわゆる6目の文化財保護費というのがあります。その中の節が13節委託料、備考欄にレプリカ等作成委託料13万3,380円とあります。これを説明お願いします。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

名称等につきましてはレプリカ等作成委託料になってございますが、実は小山崎遺跡関係の、旧菅里中学校の歴史民俗学習館になっておりますが、昔そちらのほうで作業していたときの備品関係がそのまま残っていたものがございまして、コピー機の大きいやつですとかでありますけれども、それを業者に頼みまして、備品の運搬委託料として支払っておりました。項目は名称はレプリカ等作成委託料になっておりますが、中身的には備品の運搬委託料ということでありました。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) やはりこうやって文字で載っていれば、そのことがメインで、等ということでもありますから、ほかにもあるのだなというぐらいの認識で質問に入ったわけですがけれども、では何かのレプリカが必要であるということの目的は今回はないわけですね。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えいたします。

今回はそのようなものではなくて、ちょうど予算の残っていたものを備品の運搬料に使わせていただいたということになっております。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 私も前年度、29年度を本年度とした場合、決算ですから、本年度ということをした場合には前年度に、いわゆるレプリカ、それは曾根原六蔵翁の残した植木の絵図というのがあります。それはもう何度も何度も何度もお借りしたものですから、いろいろとすり切れたり、少しこれは大変だなという箇所なんかもあったりして、そういったレプリカをお願いした経緯があったものですから、今回もレプリカ等ということであったものですから、何かまた大事なものをレプリカを作成して、そういったものを多くの皆さんに展示したり、実際に手にとっていただいて、さまざまな遊佐町の歴史、そして歴史だけではなく、こういう文化を持っているのだよというようなこと、歴史文化を今の現代において確認しながら楽しむ、そういったことができ得るのもレプリカというものがあればこそだと、そんなふうに私は思っているものですから、ちょっと残念だ。レプリカというようなことに目が行ったものですから、当然あるものかな、そんなことの思いの中で入ったものですから。

やっぱりレプリカというのは、佐藤藤蔵翁のいろんな遺品もそう、曾根原さんの場合もそう、遊佐町にも遊佐の文化財指定になっているものがたくさんありますよね。そういったことからしたときに、課長、教育委員会や教育課として、こういうものだったらレプリカしていかないと将来やっぱり不安だとか、そういったものありますか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えいたします。

委員のおっしゃられたレプリカの関係につきましては、実は項目は同じ委託料の中にありますけれども、同じページの文化財等標識設置委託料という項目がございまして。その中に吹浦旧登拝道の貉堂への柱の設置と、あとは

鳥海山の境界争い絵図ということで、実は今防災センターのほうにレプリカを飾っておりますけれども、それは大物忌神社で保管しております絵図を実物大に拡大をして、レプリカにいたしまして作成したものがそちらにございます。そういった歴史的に重要なものについては、将来的に保存が危ぶまれるというようなものについてはなるべく簡易的なレプリカ等にしまして、重要なものはそのまま残しておくこととして、住民の皆様にご報告等で知らせる場合についてはそういったレプリカ等を活用しながら今やっておりますし。それから、考えているのは、地元のほうからも要望が入っているのは、先ほど曾根原さんのレプリカもございましたが、実際西遊佐地区のほうで佐藤藤蔵さんのほうのそういった重要な巻物等もございましたので、そちらのほうも今後レプリカ等の作成については考えていきたいと思っております。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) やはりそういったことがとても大事な年月の刻みというか、歴史の刻みをもう持っているものがあるのです。今課長からあったように、佐藤藤蔵の遺品なんかでもやはりそうです。もう大分欠けているもの、少し破れかけるような状況もあるのかなというような何か古さを感じるもの、やっぱりそういったものはできるだけ早目にそういった複製をすることによって、歴史をそのままずっと今後の次世代、またその次の世代ということで残していかなければいけない我々の遊佐町住民の責務があるのだと思うのです。それには絶対タイミングがあります。そのうちのいうほど当てにならないものはない。やはりこういったものは所管の中でもしっかりと計画的に、こういうものは小山崎遺跡だけではなしに、レプリカなんかもいろいろな意味でやはりそこに検討に入る、そんな時代になっているのだ、そんなふうには私には思いますが、教育長、いかがですか。

委員長(菅原和幸君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) そのとおりだと思います。文化財保護審議会も年何回か開催されておりますので、新たな文化財の発掘指定はもちろん大きな作業でございますけれども、これまでも吹浦の三崎で発見されました青銅刀とか、火焰型土器はしばらく役場の入り口に展示してありましたけれども、あれもたしか1年前か、レプリカつくったはずでございますし、ということで順次、もちろん紙ベースの資料、絵図とかそういったものを含めて進めてまいりたいと思っておりますが、予算との兼ね合いということもございますので、重要性のあるもの、そしてやはり現物はかなり老朽化といいますか、破損の状況というような品々も見られる場合がありますので、そういうのを勘案しながら、文化財保護審議会としてリストアップ等もこれから課題になってくるのかなと思いますので、鋭意進めてまいりたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) それから、せっかくまた同じ曾根原翁の植木の絵図のことをお話しさせていただいたのですが、立派なものなのです。こんなことを言うは大変失礼なのですが、本物は時代を経て、いろんな人がそれを見てさわり、いろんな長い年月の中で傷んでおります。ところが、レプリカというのは、本当今のレプリカを作成して、それをああいふふうには本物と変わらぬぐらいの、むしろいいのかなと思えるぐらいのものに仕上げる技術というのはすごいものだなと思いました。

それで、できれば、せっかくあのように立派な植木の絵図のレプリカがあるわけですから、教育課のほう、また教育委員会のほうからもぜひ子供たちに見せる機会はないだろうかとか、それからこういうところに展示をしたならば、いろんな人が「ああ、すごいねえ」と見てくれるのではないかと、そういった思いとか、そういったものを私はできるのではないかと。例えば教育課のある2階のほうのところに、あれは大体10メートルから少しありますか

ら、ずっと長いものなのです。それを展示できるところはかなり広いスペースのところを、ここならずとその絵図を広げて、置いておいた場合、来た人は必ずや目に入る。それが、捉え方によっては図書館でもいい状況もあろうし。だから、活用方法としてはいろいろこれから、いろいろ皆さんで考えに考えた場合、もういろんなところ、小学校なんかに貸し出しも、それは当然やってほしいし、あるのだと思う。遊佐の皆さん、町外の皆さんにかかわらず、レプリカなのだけれどもすばらしい植林の歴史を刻んでいるすばらしいものをぜひ、宝の持ち腐れではなしにいろんな方が見て、もうさわってもらっても結構、そんなことができ得るのはレプリカというものだからできるのでしょうか。ぜひも有効に活用するのが大事なことでないでしょうか。よろしくお話をしたい、このように思います。

次、参ります。次は、これちょっと確認なのですが、やはり教育課のほうに確認なのですが、お聞きをいたします。実は78ページに、19節の負担金補助金及び交付金、備考欄にこうあります。遊佐高等学校就学支援事業886万8,000円、この金額、今読み上げた金額間違いありません。886万8,000円とあります。私もいろいろ、では行政報告書のほうもちらっと見てみたのです。行政報告書も見てみました。行政報告書の84ページに記載があります、このことが。「平成29年度 遊佐高校支援の会 就学支援事業実績」、あります。この事業費の計が、この行政報告書に記載されているのは927万7,990円ということで、行政報告書に記載している金額と、実際にこうやって一覧になっているものとの、いわゆる一般会計、明細書にある金額と、金額にして42万9,990円差があります。これ決算時にこういうようなことでの計の実数を出しておるにも、42万9,990円の金額的な差のある報告、何か私からするとこういうことは普通はないなと思うのです。どうしてなのでしょう。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

遊佐高校支援の会の総会に参加していただければ、その総会資料を見るとおわかりかと思えますけれども、実質町から最初にいただいた補助金は、行政報告に書いてある、こういったこのくらいの金額であったわけでありませうけれども、実質は通学支援タクシー代ということで390万円ほど支払いはしておりますが、それぞれ自己負担分がございまして、歳入が入ってきております。支援の会の会計の中では、年度末に50万円くらい余っているものですから、その分は町のほうに返還しております。ですので、その差額相当の分が、結局決算書とこの行政報告の数字とは違ってくるという形になっております。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 言わんとしているところはわからなくはない。だけれども、同じ事業をやって、その最終的なトータルの数値が、金額が四十数万円違うというようなことの報告書というのは、私はお粗末だな、時期、タイミングを見て、やはりそういったものはしっかりと極力誤差の少ないような、そういった報告書をやっぱり出すべきだと私は思うのです。このぐらいでこういうようなことの状態において、「しょうがあろばやあ」という一つの落ちどころもある。でも、私はこういう落ちどころでは、まだまだちょっと手ぬるいのではないかな、それこそ本気度がないのではないだろうかなと思うぐらいの思いでこういって今お話をしているのです。いろいろまだもう少しご努力なされば、近い数値にいくことは可能でしょう。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

私の説明がちょっと不足していたのかもしれませんが、実質行政報告のほうに載っている数字は、補助金として

支払いした額はこれに間違いございません。ですが、先ほど申し上げましたように、自己負担分等がございますので、その分が実質はこの金額から引いた分として会計のほうに残ることになります。町の遊佐高校支援の会の会計の中では大きな金額を残さないようにしておりますので、できる限り町のほうに返還しているということでありますから、当初は同じ数字が決算報告書に載る予定であります。返還金がある関係でその分が減っているということになるかと思えます。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) まず、これはこれでいいとしましょう。

その次ですが、68ページの項が道路橋梁費、目、道路維持費の14節使用料及び賃借料、備考欄に除雪機械格納庫賃借料168万円とあります。これも旭ヶ丘にお願いしてお預かりさせていただいて、長いことになりました。いろいろと先を考えて、もうこれをずっとこれからも同じ状況が続けていくということではなく、新しくこの除雪機械の格納はこういうふうにしたいのだという計画がございますよね。これはいわゆる決算ですから、今年度と申し上げますけれども、今年度の状況でこういう決算が数値として金額として出てきて、私今長年になるねと申し上げた。もうそろそろ、いろいろと具体的な状況もないといかぬのではないかなと思うのですが、今どのような状況にありますか。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

こっちの賃借料になりますけれども、平成25年12月より旭ヶ丘地内の倉庫のほうをお借りさせていただいております。昨年度につきましては168万円ということがございますけれども、1カ月当たり14万円の12カ月分という形で、168万円の借り上げ料という形になってございます。

格納庫の計画、進捗でございますけれども、昨年度建設するための設計のほうをさせていただきました。現地のほうの用地の測量、そして建物の設計と、実施設計という形で発注するまでの計画定まりまして、形決まって今年度発注する、建設する予定でございましたけれども、こちらのほう、社会資本整備総合交付金を活用しての建設ということでございますけれども、今年度、残念ながら交付金、内示がなかったという形で今年度は見送りさせていただいたということがございます。改めて今年度間もなく振興計画でございますけれども、財源化計画等もありますので、果たしてこのまま交付金事業でいけるのかどうか、また来月、来年度の交付金の要望、県のほう、国のほうに予定も入ってきてございますので、その要望は当然上げさせていただきますけれども、この辺現実性どうなるかわかりませんが、財源含めまして、改めて振興計画上げさせていただいて、進めさせていきたいというふうを考えてございます。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) いろいろと事業をやるにはさまざまな国の力もかりなければいけない。それもいつでもできるということではない。タイミングもある。その中で、こういった地方の自治体も、そういったお国の動向をしっかりと見ながら、情報を得ながら事業を策定するというご努力は本当に大変なものだろうと、そんなふう思っておりますから。ただ、そういったご努力をしていただきながら、やはり時期は逸しないという建前に立って、しっかりと計画を立て、設計段階からスムーズに事が進んでよかったというご努力をなさっていただきたい。お願いします。

次、参ります。これは、産業課にお願いしなければいけない。59ページに水産業費、目が水産振興費とあります。その中で、16節原材料費、このページの一番下です。放流用クロダイ稚魚購入費12万9,600円、アワビのことはき

のう筒井委員が質問していただきましたので、ここには3つあります。3つ目が種苗購入費というのがあります。51万8,400円、この2つ、ちょっと説明してください。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、放流用のクロダイの稚魚の購入費ですけれども、水産振興事業計画に載っておりまして、町でもクロダイの放流、クロダイの資源を増量するために、水産振興協会から、5センチサイズですけれども2,000尾を購入して、放流をさせていただいているというものでございます。60円の2,000尾の消費税で12万9,600円というものと、あとアワビの稚貝、種苗購入費では、60ページのほうにある51万8,400円ですけれども、これにつきましてはアワビ養殖実証試験事業、今漁村センターでやっている事業のものでございます。北日本水産から3,000個、32万4,000円分と、山形県の水産振興協会のほうから5,000個ということで、19万4,400円という金額になってございます。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) これは、では一番最後のこの種苗購入費というのは、3,000個と5,000個のアワビの購入の費用が51万8,400円なのだとということですよ。

そこでです、課長。やはり事業計画にのっとってというようなことですよ。今年度のクロダイは初めてではない。前もあります。それから、大体事業計画に沿ってでしょうということで申し上げましたが、溪流のイワナとかヤマメも結構ずっと年次稚魚の購入をして、放流していますよね。今回はありません。それから、漁師の方からはこういうふうな話を聞きます。「いや、あのトラフグ、あれは本当いいよ。またぜひ安定的に放流してもらいたいな」という声を聞きます。今回29年度決算においては、トラフグはありません。これはどうしてなのでしょう。何か時代的なニーズ、要望がこういうところがあれば、今年度も当然私は入ってきてしかるべきだなと、そんなふうに思うのですが。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、放流用のトラフグの稚魚の購入費でしたけれども、これにつきましては28年度は、海づくり大会もあった関係で、放流をさせていただいていたという経過がございます。それで、トラフグについては、庄内地方でブランド化する業種のトップバッターにも上げられております。そういうことで、29年度からは栽培漁業地域展開促進事業という、従来ヒラメの中間育成をやっていた事業がございますけれども、そちらのほうにトラフグを3,400尾を組み込んで、こちらのほうでいわゆる中間育成事業としてある程度個体を大きくして放すと、放流するというので放流効果が高められるということもありまして、種苗を単に放流することではなく、中間育成のほうに回ったという関係で種苗購入費からは落ちているという状況です。イワナ、ヤマメにつきましては、月光川漁協に委託しているのですけれども、29年度、月光川漁協のほうで放流している部分も含めて、供給量としては十分というふうなお話もありまして、支出はしていないという内容でございます。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 課長、申しわけない。もっと前ページにありました、本当に。栽培漁業地域展開促進事業補助金、この中で、いわゆるトラフグ君が出てくるわけですね。心配しました、何せトラフグちゃんどうしたのかなと思って。ありがとうございます。まず、安定した、やはり皆さん方ももちろんそうでしょうけれども、実際海に出て命を

そこに、板子1枚に命をかけて漁をなさっている皆さん方が、やっぱりトラフグいいな、トラフグ、何とか安定的な、そういったことができないかなと、そんなふうに言っていることも、これも事実ですから、何とか最大限のこういった事業の結果、効果というか、そういったことが出てくるようによろしく願いいたします。大変失礼しました。

次に参ります。次、午前中、先ほど斎藤委員も質問しておりました。56ページに小水力発電施設整備事業負担金、ちょうど19節の真ん中あたり、670万円。この事業の金額については先ほど伺ってお聞きしておりましたから聞きませんが、私がこういうことをお聞きします。小水力発電、月光川分の場合、30年6月に通水をして、事業開始が成りましたよね。そういったことからした場合、現実としてそういったものがもう既に動いているわけですから、した場合に、この次月光川の分として、当山の計画が以前からあります。ということは、平津の小水力発電はもう今稼働しているわけですから、ではその次は何だというようなことになりますよね。以前から計画はありますと、当山の計画はあるのですよということでありましたので、即こういった計画に入るやに私は思うのですが、そういうふう

に捉えて、そういった理解でよろしいでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、今当山地区というお話ありましたけれども、場所は東山の通称ガンザカと言われる水路で小水力発電を行う事業ということで、この事業については26年度のときに概算設計をしたという経過がございますが、それで事業化に向けて土地改良区、県、それから町といろいろそういった協議を進めてきたということでございますが、29年度において、これは土地改良区さんのほうでなかなか平津からすぐに連続で当山地区の小水力に向かう、その建設改良に向かう財源的なものも厳しいということから、まずは申請を当面見送るという形で29年度内においてそういった意思が固まったということで、現在は事業化に向けては動いていないという状況に変わってきています。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 今の説明はしっかりと確認できました。

でも、いろいろ自分は見ただけではないから、余り自信を持っては発することできないでしょうけれども、当山の分の機材はこっこのほうに来ているやに聞いたことがあったのですが、それは私の聞き違いでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

発電施設に伴う資材というのはこちらのほうには届いていないかと思えます。ただ、将来を見据えた形であそこのガンザカの水路については、ほかの事業でしたけれども水路整備、発電事業のためにした事業ではないわけですが、水路をきちんと整備するというので、水路整備にはなったというふうには認識しております。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) やはり土地改良区としてもいろいろと重なって、当初計画が断念やむなしということの結果というのは皆さん残念な思いはあるでしょうけれども、でも実際に土地改良事業と小水力発電とのてんびんにかけてという状況は、まずそんなことはないわけですから、どっちにするなんていうことはないわけですから、もう決まっているわけです。圃場整備のほうが優先するでしょう。そういうようなことから、もしまた計画をしっかりとやってみましょうよという、いずれなったときの話としては、私はやはり安定的な水利利用した持続可能なエネルギーとして、小水力発電の今後、やっぱり私は期待したい、そんなふうに思っていますので、町としてもそういう状況がまた再度起こりおったら、しっかりと支えていかなければいけない状況を私はお願いしたいな、年月がたって、人もか

わって、何か考え方すらもちょっとあの当時とは違ってきたな、そういった違いのないように、しっかりと住民から、今度は基盤整備もできたし、今度は前から計画のあった小水力発電だねというようなことが起こったら、それはそうですよということでもしっかりと計画に載せる、そういった時代的な動きを私は期待をしております。

次に参ります。54ページに、これは負担金補助及び交付金、長くいっぱいあります。それで54ページのちょうど備考欄の真ん中ごろに、鳥獣被害防止対策協議会補助金10万円、狩猟免許取得支援補助金8万2,700円とあります。今やはり全国的に鳥獣害、いわゆる鳥やけだものの農作物の被害とか、新聞紙面に出てまいります。まだこっこの東北地方は、それも日本海側のほうはそんなにイノシシの状況が被害を及ぼすほどいないのかどうかわかりませんが、南のほうの都道府県なんかのようなことではまだないのかなと。それでもあのよう、去年、おとしですか、鳥海山に固定的なカメラを仕掛けておいたら、物すごく大きな、山新にも出ました、イノシシがおるということが確認できた、そんな記事があります。

具体的に伺います。この狩猟免許取得支援補助金8万2,700円、これは取得する支援ですから、何人の支援金の額なのですか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

狩猟にかかわる猟銃免許の取得金、取得費用ということでございます。29年度、1名の方参加をしたということで、その1名の方の8万2,700円という分になってございます。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 都道府県で狩猟免許を取りたいとか、いろいろ公的にそういったことでお願いした場合、補助金が出ますよね。それは、都道府県でそれぞれの額が決まったものではないと私は承知しています。そういった1人おられた。年齢的に幾つぐらいの、男の人であるのか、女の人であるのかわかりますか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 男性の方で、60代の方でございます。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 何かいろいろネットなんかでもこういった記事を見ても、でき得れば若い人がそういった関心を持っていただいて、後継的に年齢をつないでくれないかなというような記事が載っていたりする。なぜか。やはり猟友会もなかなか高齢化が進んでいるのだそうです、全国的に。なものですから、何とか若い人がこういったことを理解していただいて、狩猟の免許を取って、そして一緒に仲間として活動してもらえないかなという、そういう思いがあるのだそうです。今高齢化と私言いました。ちなみに、遊佐町の猟友会、会員は減っているのかふえているのか、いかがですか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

昨年度との比較では、16名ということで、猟友会の人数に変更はないということになっております。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) 全国的に狩猟免許を取得した人の中でも、女性の方が結構新しく狩猟免許を取った人数からすると多い。多いというのは絶対数ではありません。今まで以上に女性の方の狩猟免許取得の人が多くなっている。ちなみに、同じいわゆる会員数ということであれば、遊佐町の場合は新たに何年前に入ってきて会員になっ

たとかという男性、また今私が申し上げた今ふえているよという女性の人はおるのかおらぬのか。あと、男性の方で若い人が数年前に入ってくれましたよとか、そういったことが、今現在の会員としての状況はわかりますか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

女性の方ですが、まず女性の方は会員の中には現在いないという状況でございます。あと、若い方が入ったというのは、いつの時点で入ったかというのは今手元に資料がなくて、ちょっと調べさせていただきたいというふうに思います。今一番若い方で40歳ジャストぐらいなわけですけれども、そのほかの方でちょっと記憶にないので、調べさせていただきたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) やはり備えあれば憂いなしということからも、今のところ静かというか、被害がそんなにないから、この現状でいいたろうという考えもあれば、いや、やはりこういつたときに体制だけはしっかりと持たなければ、ふえたといってその場にそういう状況をすぐはセッティングできないから、前もってそういった状況を持って備えていかなければいけない、そんな組織なのだと思います。やっぱり素人では、特に鳥獣の中でも獣、けだもの場合は早々にお手伝いできるような状況になっていないというのは当然、猟友会、会の皆さんのいろんな長年の猟の状況の中でそれが可能になるのだと思いますから、何とか遊佐町の場合も、今被害が少なくともしっかりと、もし災害と一緒に、被害が拡大したら、しっかりとあのみなで話し合っってマニュアルをつくって、こういうふうな狩猟方法でやるねとか、いろんな現場対応ができるねというものをシミュレーションの中でしっかり持っていく、そういう今は時代なのではないだろうか、ふえてしまっってさあさあさあということでは時既に遅しなわけですから、やっぱり備えあればというのは、事前にそういった状況があり得るということだと思いますので、何か町長、こういうことは架空の話とか、設定がしっかりと何か地についていなければ答えようがないと言われるやもわかりませんが、町長ならどう思いますか。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は、けさ6時ごろですか、わなに熊が1頭入って、捕獲をしたという情報をいただいています。大分以前から杉沢の湯ノ尻地区に出て困るので、わな仕掛けてくれないかと言われていたのですけれども、やっと入ったということで、やっと今年度で3頭目ですか。そんな意味でいくと、やっぱり熊とかは減っていないのだなという思いです、去年よりももう捕獲の頭数がこれで1頭ふえたわけですから。そんな意味でいくと、有資格者をやっぱり育てていく、支援していく、そして県の制度を使いながら、今県の補助金もいただきながら、そういう猟友会、猟友のメンバーもしっかりとそれらに仲間に入れて対応することができておりますので、これから町単独でというのではなくて、やっぱり県とも一体的にこれ、そういう……できれば猟友会、かなり銃の保有も、実は今日本の法律では個人にしか認められていないと。団体で銃を所有することは法律的に認められていないわけですから、個人の責任で銃を保管して、そしてまた資格の研修もあるという形ですから、それら等町としてしっかり支援する制度を整えて、まだもっともっと整えていきたい、このように思います。

以上であります。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8 番(佐藤智則君) 最後になろうかと思いますが、質問というよりお尋ねをする、そういった状況というものよりも、まだこんなことで聞かれるのですかというお粗末なものかもしれません。

53ページの農業振興費の、節が18節備品購入費、支出済額が67万9,320円とあります。備考欄には施設用備品購入費、14款1項1目30節から充用、39万9,000円とあります。言わずと知れた14款は予備費です。というのは、時々こういう、今回も3つぐらいあったかな、一般会計で。時々見かける。というのは、これはいわゆるどこに何を購入したいということでの購入費で、予備費でなければならなかった、その事由は何なのでしょう。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この予備費の充用39万9,000円につきましては、内訳としては道の駅ふらっとの備品の購入費ということで、業務用の冷蔵庫39万8,520円の購入に充てたものでございます。予備費からの充用理由といたしましては、8月のお盆直前のところでファストフードの前のところの業務用冷蔵庫が作動しなくなったということがございまして、お盆書き入れどきの前で緊急性があるということで、総務課のほうにもご相談をさせていただいて緊急的な購入をしたということで、予備費からの充用をさせていただいたという内容です。

委員長(菅原和幸君) 8番、佐藤智則委員。

8番(佐藤智則君) ありがとうございます。終わります。

委員長(菅原和幸君) 答弁漏れについて産業課長から発言がありますので、許可いたします。

佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 先ほどの佐藤委員の猟友会でのご質問で、若い方で最近入った方というご質問でしたけれども、やはり最近若い人は入ったことはないということで、先ほど一番若い方は40ジャストと申し上げましたが、39歳ということでございます。次の方が47歳ということで、年齢はやはり上のほうに偏っているという現象です。あと、狩猟免許を取った方、60代と申し上げましたが、58歳でした。大変失礼しました。

以上であります。

委員長(菅原和幸君) これで8番、佐藤智則委員の質疑は終了いたしました。

9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) それでは、質問させていただきます。

ページが行き来しますけれども、まずは最初は事項別明細書、73ページの2目の住宅建設対策費ということで、住宅リフォーム資金等の決算出ております。19節でございますが、その中の一番金額が張っております持家住宅リフォーム支援事業補助金ということで、4,839万円ほど支出になっております。この事業は、県の事業費もこの中に入っているということで調べましたところ、歳入の12ページ、県からは819万円ほどこの中に入っております。件数にして203件ということで、大分大きな件数でこの持家住宅リフォーム支援金が非常に町のいろんな部分で経済を活性化しているということは皆さんもご承知のとおりであります。

それで、この要綱が、当町の事業者でなければ受け入れられないという要綱があります。この要綱は絶対なのか、それともこの要綱でいくのか。なぜかという、過去に、新築の場合、やはり町の業者というふうなくくりがありまして、なかなか最近何とかホームと言われる住宅関連の事業者が多いわけですが、そういう家を建てたい人はなかなか大変だったということでありまして、そして新築に限りその枠を外したという経緯がありますが、リフォーム事業に対してはこの状態でこれからいくなかお伺いします。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

町のほうで住宅の支援金制度ということで、こちらのほうにも記載されているとおり、リフォーム補助金制度と利子補給制度、あわせて定住に関するリフォーム資金ということで、大きく分けて3種類ほどの支援金制度がございます。ただいま委員のほうからご意見あったとおり、新築につきましては過去に、当初は町内業者に限るということで、町内業者だけという形で事業のほうを進めてきましたけれども、何年か前に町外業者もよしという形で新築の支援金制度については要綱を改正してございます。ただ、今おっしゃったとおりリフォーム、修繕等の工事にかかわる支援金につきましては町内業者に限るという形で、そのままの形で今のところ支援金、町外はまず該当させないという形で今現在は要綱の活用をさせていただいております。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 今の要綱では町内だけだという話でございます。

実は県から、パーセントとしますと17%ぐらい、4,839万円の中の819万円とすれば17%ほど県の資金が入っております。県の資金が入っているの、町の業者を使わないと、今の制度では持ち家リフォームの支援は受けられないわけで、ところがその中に県からの予算が入っています。ある人からこんなことを言われまして、私は町の支援金は要らないので、県分が欲しいのだと。なぜかという、私も別に業者が何やかんやというわけではないが、自分の親戚で大工さんやっているうちがあって、だから支援金の問題で町内業者しかならないので、親戚に頼めないのだというような、形にはなれないのだとやはり、親戚の関係上。それで、町外業者に頼むことになる、支援金ゼロになってしまいます。ところが、県からも支援金が入っているの、何で県分だけはいただけないのかというふうな話もあります。

そこで、調べてみますと酒田市は、市外の施工者で申請者と親戚関係を示せる場合は例外として対象にするというふうな酒田市住宅リフォーム総合支援事業という中に特例を設けております。なので、こういう事例はそんなにはないのだと思います。そんなにはないと思いますので、県のやはり予算が入っている事業でありますので、それを最初から町の要綱に合わないからゼロだとしてしまうのか、やはり県に県税を払っているし、同じ県民なので県分だけは、町内以外に頼んだけど全て欲しいと言っているわけではないのです。17%から20%ぐらいの県の補助金分だけはいただけないかなと言う人もございます。この辺、要は県民ひとしくやっぱり県の補助対象にはなるわけなので、その辺は少し考えていかなければいけないのかなというふうに私は思いますが、どうなのでしょう。

委員長(菅原和幸君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

県のリフォーム資金、県のほうから町のほうへ補助金という形でいただいております。県の補助金の交付内容をちょっと確認してみますと、市町村が住宅リフォーム等の工事を行う者に対して補助金を交付する事業を行う場合について、予算の範囲内で当該市町村に対して補助金を交付するという形になっているようであります。といいますのは、町の補助制度に乗って補助金をまず市町村のほうへ交付するという交付内容でございます。

また、補助対象となる工事条件も2つあるようでございます。1つ目としましては、県産木材を使用するとか、あと浴室のまたぎ高さを低くすること、点数制になってございまして、その点数が10点以上な場合は県の補助対象になりますよということで、その辺の条件も決められているようでございます。また、あわせて2つ目としましては、県内業者と契約した場合という形で、大きく分けて2つの条件が整った場合は町のほうへ工事費の10分の1、または20万円、場合によっては条件整えば限度額40万円までと、町のほうへ補助しますよという交付

内容になっているようでございます。

今酒田市さんの事例等をお挙げいただきましたけれども、町外の業者さんへもよしとした場合、懸念されることがやっぱりあるかと思えます。一つは、やっぱり少なからず町内業者の皆様への工事配分が少なくなってくるということが考えられます。あわせて、県の要綱の中にも予算の範囲内で交付しますよということでございますので、もし予算不足が生じた場合は、その部分だけない場合も考えられると思えますので、その辺まず制度をもう一回吟味して、もう一回かみしめて、中身のほうを確認しながら慎重にその辺は対応していくべきなのかなというふうに考えてございます。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 町内業者の仕事は、それは本当に大事で、何もそれを全てをそっちに移行しなさいよというのではなく、何ともならないときがあるのです、やっぱり。そういうときに、ではその人に対してはゼロなのかと。そうすると、考え方によれば、町が受けないから県の予算も受けられないと、そういうふうになります。町が特例をつくって県分だけはいいですよとすればそれでオーケーなわけで、では町から支援をいただけないから、その人が仕方なく町の業者を使って工事するかという、そういうことはありません。やはり仕方なく町外の業者を使って、補助金ゼロで、それはやるのです。だから、その人がどっちに転んでも町内にはできないという、そういうスタンスなのです。だから、町内の仕事の部分をとるかというものではない。それは、多分そんなにめったにあることではない。しかし、現実にあるわけなので、だからそれいわく、全てを欲しいのではなくて、考え方としては、県の補助金が入ってくるので県分だけはいただけないのかなと、酒田市の特例みたいに。当然町長が認めるものというような、要綱に合致するのだと思いますが、そこは柔軟にいかないと、もうゼロになってしまうと。県は町を玄関口として補助金を払うと言っていますが、それはそれです。酒田市の場合は、そういう県の要綱があって、酒田市内の業者を使ったら県の補助金を支給しますよと、でも仕方なく何ともならない場合は、親戚関係等あれば例外として認めますという特例があるのです。遊佐町はその特例がないので、やはりそこがクッションがないということで私は伺っている、それこそ新築の場合だってそうだったのです。大変いろんな部分で問題あったのですが、町のほうでやむを得なく。やむを得なくではなくて、やっぱり建てる人のニーズに合わせて制度を変えていただきました。だから、そういう部分では柔軟に対応していただきたいかなと。先ほど町長がいろいろ首をかしげているので、町長の考えを伺います。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 町内の事業所のやっぱり経済に資する形、町民を大切に行政を最初に据えるということが決して私は間違った方向ではないと思っていますので、それらと町内が、酒田がどうだからではなくて、町としてやっぱり基本はしっかりと据えていかないと、何でもありだといったら何でも、では町民の皆さんの税金使った町内の業者が結局仕事がないということで泣かないように、やっぱり町内の経済に資することを最優先に考えていきたい、このように思っています。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 私は、何でもありなんて一言も言っておりません。新築の場合です。では、何で新築の場合は町外オーケーしたのですか。今町長の答弁からすれば、町内の経済が大優先だといえば、では何で新築の場合は町外を要綱に入れたのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

リフォーム等の修繕工事におきましては町内業者、小規模な企業さんでも十分対応できるという形で、まず町内業者に限らせていただいております。新築等、ある程度大きな大規模な工事に係る工事ですと、町内業者は少しやっぱり対応できる業者さんが少ないというようなこともございまして、町内業者から枠を外させていただきまして、その形で要綱等を変更させていただいたところでございます。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 今課長言ったように、ちゃんとしっかりした、やはり原因があったわけです。なので、別に私たちはそれに対して町内業者を圧迫したとか言っていない。ただ、何でもかんでもと言われると、それは我々も困るのです。めったにないから特例なのです。だから、めったにないから特例として、やむを得ない場合は県分だけでも補助したらどうですかという話をしてるので、何でもかんでもやってしまっただけで町内業者を圧迫するという考えは、私には一つもございませぬ。ただ、そういう町民がいると、そういう町民がいるからどうですかという話をしているのです。町長は、それに対して、それはまかりならぬという話でございませぬ。それはまかりならぬ。でも、普通に考えれば、どういう要綱にも、いろんな要綱を見ると、町長の認めたものということでよくあります。それは特例措置なのです。そういう要綱があるのです、どういう条例にも。いろんな条例を、マイタウン事業を見てもあります。それを私は、そういう特別な事項として認めてやってはどうかという話をしているだけであって、町内業者の圧迫をするだとか、そういう話の時点で話しているわけではございませぬ。同じ町民、同じ県民の中で、県の予算があって、県のちゃんと事業として持っているものは、最低限度、それは補助してはいくべきだという、そういう話で私はここで話しているだけであって、町内業者を圧迫するのだと、そんなことで私はここで話しているわけではありませぬ。そういうことで、町長、どうなのですか。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 制度については、その制度が私の一存で決めたわけではなくて、これまで各課で議論して、そして要綱をつくりながらこの今の状態が来ているわけで、私の一存で全部決まったわけではないのです。それら等どうやったらというのは、やっぱり原課がしっかり議論して、それでどうでしょうかと来てくれているのですけれども、ただ私から見れば、今持ち家住宅の補助金制度を導入したのは私です。これは何が基本にあったかという、町が下水道に大きな予算を投入して直接事業をして、だけれども町内が全然仕事がないという状況は何とか避けたいと、町内にお金が回るシステムを何とか構築したいという中で、立ち上げようやということで、就任してから3カ月ぐらいでこの制度立ち上げてきました。そして、いろんな形でいくと、後から国の補助制度が、国の住宅制度もできたものだというふうには思っています。ですから、パーフェクトではないかもしれませんが、今進んでいる状態の中では、お隣の酒田市が幾ら今いいような制度を言いましたけれども、上限が20万円、40万円ぐらいしか出してないのです。その中で、遊佐の制度が、ではどこが酒田よりそんなに劣っているかと、私はそんな劣っている制度ではないというふうに見ていますので、町内からご利用いただければ、それこそ10%の補助制度ができるわけですから、それら等、逆に言うと、親族であるほど、ではあなた町内使ってくださいよぐらいの器量があれば、それで十分成り立つものだというふうには思っています。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) そういう度量の大きい人だけであれば、何も問題ない。今町長本当に、私が就任してすぐやったと。そうなのです。それは、我々は誰も認めませぬ。どこ探しても遊佐ほど手厚いやはりこういう施策はないので

す。どこを探しても当然ない。これぐらい施策の厚い町なので、やはり特例ぐらいはいいかなという話をしているだけなのです。私は、そういう税は公平に取るのだと。では、事業だって、支援だって、やっぱり公平に枠で分けるべきだというのが、これが税負担であるし、それこそ補助金の対象のやっぱり基本的なスタンスです。その観点から言っているだけの話であって、町の事業がこうだあだと言っておりませんので、町長もパーフェクトではないと言いますが、かなりうちの場合はパーフェクトに近いのです。ただ、いろんな条例だって、いろんな考えだって、時代の流れ、要望で、それぞれ少しずつは変えていくのです。それがやはり、それがあって行政が育っていくのですから、その辺は今は無理かもしれませんが、そういう要望も確かにあるということは町長も頭の中に入れてほしいなというふうに思います。そこは町長の考えが変わらなければこのままなのでしょうけれども、これに時間を費やしているわけにはいきませんので、これで終わります。

次に、事項別明細書70ページの3項河川費の1目の河川総務費、その中の19節に、負担金補助及び交付金の19節の一番下段に日本さくらの会賛助会費3万5,000円なんてあるのですけれども、これ何でしょうかという話です。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

日本さくらの会賛助会費3万5,000円という形で記載されてございます。この内訳になりますけれども、公益財団法人日本さくらの会賛助会費として5,000円、そして美しい山形・最上川フォーラム年会費として3万円、合計3万5,000円の支出という形になってございます。

なお、日本さくらの会につきましては、活動内容でございますけれども、桜名所の保全、名木、巨木保存活動を行っている団体でございまして、昭和39年に設立されている団体でございます。あわせて、美しい山形・最上川フォーラムにつきましては、本県の自然を代表する最上川を美しい県土づくり運動のシンボルに掲げ、関係するさまざまな方が集いまして、話し合い、連携等していく団体として平成13年に発足してございます。主な活動ですけれども、身近な川や水辺の水質診断、そして河川の散乱ごみの回収活動、そして夢の桜街道と題しまして、県内各地を彩っております桜や川に関する小冊子等を作成し、配布する活動を行っているということでございます。

以上でございます。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 3万5,000円のうちにさくらの会のほうへ5,000円と、あとは3万円として美しい山形・最上川フォーラムということで、その最上川フォーラム、最上川なので、町との関係はどうなのでしょう。最上川なので、ないのかあるのか、恩恵あるのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) 直接近年苗をいただいているとかというような恩恵はいただいていませんけれども、さまざまな活動の中で遊佐町も恩恵を受ける場面があるのかなというふうに思っております。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 恩恵があるのかなという答弁でありましたが、日本さくらの会は、今課長言ったように昭和39年、オリンピックの年にできております。何でできたかというふうにとちょっと見てみますと、やはりそのころ日本は高度成長期で、いろんな河川工事、護岸工事、道路工事と、いろいろ非常に自然に対してかなり負荷をかけていったと、それも桜並木もその例外ではなかったというような反省点から、やはり桜を、日本の国の花、桜を守ってい

こうという思いでこの会ができたというふうに書いてありました。

この会は、日本だけではなくて、全世界に苗木等を寄贈して植えていただいた。特に有名なのはワシントンのあの桜です。そういう意味で、過去からいうと320万本ほど寄贈植樹をしたというふうにされております。ぜひ遊佐にも欲しいなというふうに思っております。皆さんご承知のとおり、遊佐の桜といえば、今中山の桜であります。ご存じのとおり、60年は過ぎています。なぜかという、今の平成天皇がご成婚のときの記念樹であります。たまたま堤防の内側に植えてしまって、県からは伐採せよと一時言われましたが、皇太子の記念植樹ということで、辛うじて今の姿に残っております。これから中山の桜はどういうふうに保存といいますか、長くいい桜を見ていくかというふうなこともやはり考えられております。補正の中ではてんぐ巣病の措置の予算等も、一般質問でしたかわかりませんが、話をされて、皆さんのやはり考え方は、あの桜をいつまでもきれいに、遊佐の観光の一つとして、桜の名所の一つとして残していきたいというのがみんなの考え方と思います。今のところ、桜のいろんなことに関する観光だとかいろんな部分に触れていきますので、地域生活課にお聞きしますが、もしまた植樹をするとすれば当然内側は無理なので、植えるスペースがあるのかなのかというのは、やはり県との折衝とかはそちらの課で行うという認識でいいのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 島中地域生活課長。

地域生活課長(島中良一君) お答えいたします。

現在の桜の植樹されている位置でございますけれども、洗沢川河川の左岸側の堤防のちょうど一番上といえますか、一番高い部分のところに植えられております。堤内といえますか、堤外といえますか、堤外に近いほどの高いところに木が植えられている状況でございます。新たに今お話しいただいたように、のり尻のほうという形で私今ご意見そういう形で理解しましたけれども、左岸側ののり尻、堤内側になるかと思っておりますけれども、そこでありまして当然河川敷の一部に入ってきます。間違いなく河川敷の一部に入ってきます。そこに植えつけるということになりますと、当然河川管理者であります山形県、総合支庁になりますと河川砂防課になりますけれども、そちらのほうに占用届、許可届、許可が必要になってきます。ただ、堤防敷になりますので、果たして木を植えることが可能なのかどうなのか、別場所でご協議したときは河川敷、堤防敷はだめですよというようなことも言われたことがございますので、こういう計画があれば、改めて植えかえといえますか、植樹が可能かどうか、事前にその辺も確認をしながら進めていくべきなのではないかなと思います。当然協議することであれば、地域生活課のほうで協議はさせていただきたいというふうに思っております。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) その植えた経緯が、やはり今の平成天皇のご成婚の記念ということであります。皆さんご承知のとおり、来年度で4月いっぱい平成という時代は過ぎます。こういう話が今中山の集落で出ております。今度植樹するときには、平成から新しい元号にかわった新しい天皇が誕生したときに、また植樹をしたらどうかというような話があります。タイミング的には非常にいいのかなと。

そして、今ちょうど60年を過ぎて、やはりソメイヨシノです。俗にソメイヨシノの寿命は70年ほどと言われております。なので、今ちょうどそのタイミングに南側に植栽できれば、20年後、桜を植えて20年すると、今遊佐中学校開校して二十四、五年になるのですが、ちょうど今桜の木が見事に見ごたえのあるような時期になりました。そうすると、今植えると。今の桜は八十数年たちます。そうすると、ちょうど更新時期には今がちょうどいいのかなというふうに思っているところです。なので、予算的にはどうなのでしょう。考え方としては、今クラウドファンディングもあ

ります。なので、集落の方に迷惑かけないような形で桜並木の再生を持っていけないのかなというふうに思っています。

集落の人方は、そういうやり方があるのであればいいのではないかという話をされておりますので、そこは町も少し応援できればなというふうに思うので、お話をさせていただきました。どうなのでしょう。町長、どうでしょう。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 桜を植えた皆さんが今老人クラブで大変喜んで桜まつりやって、私もお招待いただいて、一緒にオープニングに参加させていただいていますが、具体的に植えかえの時期がどうなのかという点はまだ話は承っておりません。ただ、参考になるのは、鶴岡の112号線沿いの赤川の河川敷、あれはどうも桜を全部切らないで、そして途中に間にまた少し植栽しながら育ててきているという現象が実は鶴岡市には見られますので、そこまで果たしてどの辺になら了解がもらえるものなのかとか、やっぱり山形県、庄内支庁との調整も必要なのでしょうけれども、あれが非常に参考になるのかなと私は個人的には思っています。112号全部切ったのではなくて、かつての桜は古くなったのはやっぱり倒しながら、だけれども、その倒した周辺にまた新しい桜を植えて育てているというのが現実に鶴岡でありますので、それら等のどうやったのかもやっぱりちゃんとして情報としては確認しておきたいなと思いますし、それら地元で、もうあと来年ですから、新元号が成ること自体は、なかなかそこまで可能なかどうか。だけれども、私としては今植えた皆さんがいるうちに切る話よりも、できれば長くもたせる応援をしていきたいなと、当分の間はというような形で思っているところです。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 実は植えた人も賛成しているのです、この話には。当然樹木は、やはり幾ら樹木だって寿命はありますから、そのとき植えた人も、いや、それはいいことだというふうに今言っておりますので。

実は今町長言ったように、鶴岡の部分調べてみました。そうすると、今桜を切っているので、100年を超えた桜を。ところが、鶴岡市は5メートル置きに植えてしまったのです。あれある園芸会社の社長にきのう、おととい電話したら、あれはだめなのだと、最低10メートルは必要なのだと。だから、今町長言ったように間引きして植えるという話もありますが、間引きしても、中には今の現時点の場所には植えられないので、当然外側になろうかと思えます。なので、外側なので、今から整備すれば、ずっといけるのではないかと。そして、今の大木は、やはり寿命が来たときに伐採を随時していけばいいのかなというふうに、植えたからすぐではなくて、それはそれとして長くもたせる。でも、予備という話ではないのですが、かわりに南側のほうに今から育てておきましょうやという話をしております。集落の皆さんも、植えた人も、今だよなと。なので、急な話なのです、これ、今町長言ったように。だから、急な話で申しわけないのですけれども、この決算で話をさせていただいたのです。まずはいい方向に向かうように何とかしてほしいなというふうに思っております。これから集落でもそういうお願いが来ると思えます。なので、どうか新しい桜の芽をひとつふやしてほしいなというふうに思います。町長、お願いします。どうでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 時田町長。

町長(時田博機君) 中山の桜についてはかなり年数が経過したという形で、本当に少し手入れをしないとだめだよなという形で、かなり手入れを実はさせていただいております、ここ3年ぐらいですか。てんぐ巣病対策、それから枝を切ったり。だけれども、大変だという状況、それ考えますときに、やっぱり同じあれだけのスペース、あれしかスペースない中で、あそこにつくったら多分だめだと言われるのは見え見えなわけで、今桜が、植えているところは土手を実は外側をもっと土盛りして広げて、そこに最上川でもそういうような植樹のやり方やっているところは

許可をもらってやっているという形。今までもこれにもう少し広げて、そこに植えていくというような形ならば、多分堤防の改修等も含めないとなかなか大変なのでしょうけれども、それら等しないと、ただあと下に植えたら、また違ったところに植えたよねという形になるのでしょうかから、その辺どのような要望来るか、多分楽しみです。お話を承りたいと思います。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) よろしく願いまして、この項は終わりたいと思います。

次は、54ページに戻ります。4目の畜産業費、19節です。その19節の一番下のマンガリツツア豚導入研究協議会負担金70万円とあります。これって、この研究会に補助してことしで何年目になるのかお伺いします。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

この事業につきましては25年度からございまして、今年度で6年目に突入しているということでございます。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 本当にハンガリーの国宝を導入して飼育をして、ひょっとしたら町の特産になるのではないかというような思惑の中でこういう協議会が発足したと私は思っておりますが、その認識でいいのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

25年度のこの協議会の設立の目的としては、今委員がおっしゃいましたとおり、友好都市でございますハンガリーのほうからマンガリツツア豚を入れて、そういった交流事業を発展させて、町の畜産振興にもマンガリツツア豚を導入する仕組みをつくって、畜産振興にできるのではないかという目的での発足ということでございます。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 規約にもちゃんとそのように書いてあります。畜産の振興、それから市場活性化という話が載っていますが、結果として今どうなのか。遊佐で3頭飼育されました。今はどこかの冷蔵庫に眠っているのだと思いますが、6年を経過して、今のマンガリツツア豚のその協議会のスタンスといいますか、考え方、どのような考え方で来年度を迎えるのか、そして6年間の総括というのはあるのかないのか伺います。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まずは事業のこれまでの大きな経過、流れと、まず今後についてということをお答えをさせていただきたいと思えます。まず、導入に向けた結果ですが、結論から申し上げますと、ハンガリー本国からの導入にはまだ至っていないという状況です。25年度の発足以来、28年度までさまざまな形でハンガリーの農業省でありますとかハンガリーマンガリツツア協会と大使館等々といろんな協議を重ねてまいりました。ハンガリー本国の輸出体制もなかなか、今申し上げたいろんな組織の中でも見解が相違するというのもございまして、なかなかそこを具体的な協議に入れなかったという状況が続いたことでもございました。昨年7月に駐日ハンガリー国大使館のほうで行われた会議におきまして、マンガリツツアの導入を目指す自治体及び事業者が集められまして、大使館側のほうから日本マンガリツツア協会を設立するので、参画してハンガリー国との協調関係になればマンガリツツアの輸入が可能になるということの説明があったということでございます。そのお話を受けまして、輸入に対する仕組み等も具体的なところまでは詰めたわけでございます。一方で、実際にマンガリツツアを輸入後に放牧したとして、遊佐町の

土地柄で放牧飼育で順調に生育できるか、環境に与える影響はどうかでありますとか、いろんな周りのそういった社会的な反応を見るということもございまして、放牧実験を30年2月から、ことしに入りまして2月から7月の間5カ月にわたって行って来たという内容でございます。この実験には3頭、アメリカ経由で宮城県に入りましたマンガリツツアを譲っていただいて飼育してみたということでございます。ただ、残念ながら、ことし5月にハンガリー国内でアフリカ豚コレラが確認されて、当面の間はちょっと輸入は規制がかかるということで動いているという状況でございます。

そういった中で、町の中を見ますと、まず今一番の大きな課題と思われるのは、マンガリツツアを飼おうという方が会長1名しかおらないということで、そのごく少数の飼育なので、事業をどれだけ広げられるかということが大きな課題であります。導入に向けての準備は、飼育者の確保を除いてはほぼでき上がってはいるわけですが、そういった意味で、今後町の協議会の負担金の交付はまずは考えておらず、補助金が必要になる都度において財政との相談の上、議会でも議論いただいて事業を進めていきたいというふうに考えております。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 既に日本各地でマンガリツツア豚を飼育しております。なので、飼育した人に話を聞けば、農家の残飯を食べさせても大きくなるのだと、うちのマンガリツツア豚はパプリカ豚だと言っておりました。すくすく育てておりました、私も見に行ったのですが、名前をつけたかと言ったら、名前をつけると肉にできないからつけないのだという話もしておりましたが。

やっぱり長年かなりの、今70万円ですから、当初は少なかったと思いますが、300万円から400万円ぐらいの公費を投じてこのマンガリツツア豚導入で、導入協議会ですから、導入を目的にやったわけなのですが、なかなか導入ができない。食べた人はいるのだと思いますが、見ますと、町でも課長と残り3名、4名の人が事務局として入っています。見てみますと、この間29年度遊佐町ハンガリー国宝マンガリツツア豚導入協議会という総会をやって、最後に試食会をやったらしいのですが、大変おいしく食べたという話をされておりましたが、やはりせつかく3頭分、どの辺まで消費したかわかりませんが、やはりせつかくなので飼い主をお願いして、やはり本物のお肉も一回食べてみる必要もあるのかなというふうに思っています。

これからやはりどうなるかわかりません。来年度の予算、町からの今課長言っていたとおりゼロでしたので、残りの繰越金三十数万円で来年度はやるのだと思いますが、やはりここまでいろんな部分でいろんなネットワークを張ってやってきて、やっと3頭飼育して枝肉になったわけなので、これから、では今こういう状況だから、もうしばらく様子見のような状況になります、当然予算が支出できないので。この中には、役職の中では宮城大学、山形大学もこの協議会の中に入っています。なので、このまま、先が見えないからいいのか、それとも今はじっと我慢の時期なのだというような考え方なのか、先ほど言ったように飼育する人が1名しかなくて何ともならないのだという話であります、我々からしてはちょっと先が見えないのかなというふうに思っております。もう少し具体的に先が見えるような話はないのでしょうか。

委員長(菅原和幸君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まずはこの協議会の中では、今マンガリツツア協会立ち上がったということで、遊佐町の協議会長が副会長に就任したということもありますので、その中でハンガリー本国からの豚が輸入できる仕組みをいろいろ、年1回総会ありますので、そういった席上で確認しながら、当面は遊佐町での飼育を希望される方と、その流通について、やは

リキロ単価、ハンガリーではキロ当たり6,000円ぐらいの値がつくということで、町でそれを流通していった場合に、その需要先、そういったものをやはり町としてどんなものがあるかということを含めていくという方向で動いていくということになるというふうに考えております。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 飼育になると、多頭飼育すると、それなりの許可が必要だと、いろんなものをクリアしていかなければいけないという部分もあります。まずは、これぐらいまず町も応援して、もう協議会も立ち上げたので、何とか、今は少し休むタイミングなのでしょうが、将来に向けて頑張ってもらいたいという思いをお願いしまして、この項は終わります。

最後に、教育課にお願いしたいのですけれども、88ページ、ここに文化財保護費、6目です。文化財保護費、当初予算3,367万2,000円で、後に補正で437万5,000円を補正しております。それで、計3,804万7,000円ということですが、ここに不用額が1,000万円ほど出ているのです。1,056万1,957円。全体的に見るわけなのですが、そうするとすぐ下段の報酬が23万8,000円の予算に対して2万1,000円、21万7,000円の不用額とか、あとは次ページの90ページには工事請負費230万円ですが、支出額は42万一千何かがしということで、187万数千円が不用額になっています。この説明をお願いします。

委員長(菅原和幸君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

決算を見ますと、当初予算に比べまして不用額が大きな額出ております。理由としては、先ほどもご指摘がありました文化財保護審議委員会につきましては、当初年間数回ほど予定はしておりましたが、ことしの30年2月に1度しか開催できなかったということで20万円ちょっとの不用額が出ておりますし、消耗品等につきましては、賃金等も含めまして小山崎関係の仕事を予算化はしておりましたが、それができなかったところもございますし、工事請負費につきましては、実は文化財保護費の関係については町内の旧青山本邸も含めました文化財の補修関係の工事費なんかも計上している関係上、それが予備費的には持っておりましたが、工事が不要な部分が出てきましたので、その分は不用額として出てきているという形になっております。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 時間もないので。

やはり全体的に1,000万円ほど減っている。詳細は今言ったのですが、文化財の審議会は1回しか開かれていないということで、やはりその小山崎の関係が大きくこの中には関係しているのかなというふうに思っております。過去には議長が一般質問でしたように、本当に国指定に向かうスタンスがあるのかという話もされておりました。この予算の支出を見ますと、なかなかそういう元気がないような、そんな予算であります。教育長は本当に国指定に向かうスタンスはあるのか伺います。

委員長(菅原和幸君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) スタンスがあるのかと問われれば、あります。ただ、文化庁の担当が最近かわったのです。

今年度からかな。担当かわったものですから、みえられまして、大変好感触といいますか、ぜひ自分としては重要な中身であるということを感じを得たので、頑張ってもらいたいという激励もいただいております。担当、まだ若いのですけれども、文化庁に間もなく説明に行くと、そういうことのようにありますので、しっかりやってこいと、そういうことで、プレッシャーかけた意味ではないのですけれども、いい流れが来ているかなという思いもありますので、この

間のゆざ学講座でも、縄文、環境、未来施設、そういうものも検討されたいという大学教授のアドバイスもいただいておりますので、いろんな機会、変わってきているかなと思いますので、頑張っていきたいと思っております。

委員長(菅原和幸君) 9番、高橋冠治委員。

9番(高橋冠治君) 相手方もあることです。今担当がかわったということで、人がかわれば考え方も変わります。それなので、まずは人とのつき合いをしっかりといただいて、思いをしっかりと伝えながら、ぜひ、思いはあるというので、思いの中には大小があるので、少しボリュームを上げていただいて、マックスのボリュームで、今までにかなりの予算を投じてかなりの時間もう費やしておりますので、ぜひ教育長が目の黒いうちには何とかしていただきたいと願ひまして、私の決算の質問を終了いたします。

委員長(菅原和幸君) これで9番、高橋冠治委員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(菅原和幸君) ないようですので、これをもって質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

委員長(菅原和幸君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された認第1号 平成29年度遊佐町一般会計歳入歳出決算、認第2号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認第3号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認第4号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認第5号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算、認第6号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認第7号 平成29年度遊佐町水道事業会計決算、以上7件について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(菅原和幸君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長は直ちに委員会室にお集まり願ひます。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後2時58分)

休 憩

委員長(菅原和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時30分)

委員長(菅原和幸君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長(富樫博樹君) 報告書案文を朗読。

委員長(菅原和幸君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(菅原和幸君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(午後3時32分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成30年9月14日

遊佐町議会議長 土 門 治 明 殿

決算審査特別委員会委員長 菅 原 和 幸